

タンザニア国
農業セクタープログラム（ASDP）事業
実施管理能力強化計画
事前評価調査団報告書

平成20年7月
(2008年)

独立行政法人 国際協力機構
タンザニア事務所

タン事
J R
08-01

タンザニア国
農業セクタープログラム（ASDP）事業
実施管理能力強化計画
事前評価調査団報告書

平成20年7月
(2008年)

独立行政法人 国際協力機構
タンザニア事務所

序 文

タンザニア連合共和国（以下、「タンザニア国」）政府は、農業セクター開発プログラム（ASDP）を策定し、ASDP バスケット・ファンドを設置して、「県農業開発計画（DADP）」に沿った開発予算の配分を行っています。しかし、バスケット・ファンドによる財政支援のみでは、ASDP の効果を把握するためのモニタリング・評価制度枠組みの運用に不可欠な、政府関係者の能力強化を行うことは困難であることから、農業・食料保障・協同組合省（以下、「農業省」）は我が方に対する技術協力を要請しました。

これを受けて、独立行政法人国際協力機構は平成 19 年 6 月 1 日から 6 月 13 日まで、当機構タンザニア事務所所長 柏谷 亮を団長とする事前評価調査団 5 名を現地に派遣しました。

同調査団はタンザニア国関係機関及び関連ドナーとの協議及び現地調査を通じて、要請の背景、協力課題の絞込み、先方実施体制の確認等を行い、プロジェクト・デザイン・マトリックス（PDM）等の各案を作成し、ミニッツに署名しました。

本報告書は、同調査団による調査結果等を取りまとめたものであり、今後、本プロジェクトの実施検討にあたり、広く活用されることを願うものです。

終わりに、本調査にご協力とご支援を頂きました内外の関係者に対し、心より感謝の意を表します。

平成 20 年 7 月

独立行政法人国際協力機構
タンザニア事務所
所 長 柏 谷 亮

目 次

序文

目次

写真

調査対象地域位置図

略語表

評価調査結果要訳表

第1章	事前評価調査の概要	1
1-1	調査団派遣の背景	1
1-2	調査目的	3
1-3	調査団の構成	3
1-4	調査期間	3
第2章	協議概要	4
2-1	プロジェクトの戦略	4
2-2	関連機関・組織の役割	4
2-3	プロジェクト基本計画（案）	5
2-4	日本国側投入	6
2-5	試験運用対象地域	6
2-6	専門家の執務スペース	6
第3章	協力分野の現状と課題	7
3-1	タンザニア国の援助環境下でのプロジェクト型支援実施	7
3-2	農業セクター開発プログラム（ASDP）の概況	7
3-3	農業セクターにおけるモニタリング・評価システムの現状	8
3-4	地方行政制度の概要	9
3-5	案件実施体制の現状と課題	11
3-6	農業データ報告制度の現状と課題	13
第4章	評価結果	16
4-1	5項目評価	16
4-2	結論	20

付属資料	23
1. 調査日程	25
2. 主要面談者一覧	27
3. モロゴロ州視察報告(収集報告書の和訳を含む)	29
4. 事前調査ミニッツ	55
5. 実施協議議事録	73

写真

①



ドドマ・ルーラル県
農業事務所外観

②



2006/07 年村落別農業
(ソルガム・キャッサバ)
生産計画表 (Buigiri Ward
事務所執務室に掲示)

③



ドドマ州 Chamwino 村役場
での聞き取り風景

④



ドドマ州 Chamwino 村農家視察

⑤



ミニッツ署名（左より、柏谷団長、
農業・食料保障・協同組合省リモ
次官、首相府地方自治庁ムシング
局長、タリシ次官）

調査対象地域位置図



略 語 表

ASDP	Agricultural Sector Development Programme	農業セクター開発プログラム
ASDS	Agricultural Sector Development Strategy	農業セクター開発戦略
ASLMs	Agricultural Sector Leading Ministries	農業セクター関連省庁
CBF	Common Basket Fund	コモンバスケットファンド
DADP	Distrcit Agricultural Development Plan	県農業開発計画
ICC	Inter-ministerial Coordinating Committee	省庁間調整委員会
IFAD	International Fund for Agricultural Development	国際農業開発基金
JAST	Joint Assistance Strategy for Tanzania	タンザニア共同支援戦略
JCC	Joint Coordinating Committee	合同調整委員会
2KR	2 nd Kennedy Round	食糧増産援助
LGA	Local Government Authority	地方自治体
LGCDG	Local Government Capital Development Grant	地方自治体開発交付金
LGMD	Local Government Monitoring Database	地方行政モニタリング・データベース
LGSP	Local Government Support Project	(世銀の) 地方行政サポートプロジェクト
LGRP	Local Government Reform Programme	地方行政改革プログラム
MAFC	Ministry of Agriculture Food Security and Cooperatives	農業食料保障協同組合省
M&E	Monitoring and Evaluation	モニタリング・評価
MITM	Ministry of Industry, Trade and Marketing	産業貿易マーケティング省
MLD	Ministry of Livestock Development	畜産開発省
MoWI	Ministry of Water and Irrigation	水・灌漑省
NBS	National Bureau of Statistics	国家統計局
NSGRP	National Strategy for Growth and Reduction of Poverty	成長と貧困削減のための国家戦略
PADEP	Parcipatory Agricultural Development Project	(世銀の) 参加型農業開発プロジェクト
PMO-RALG	Prime Minister's Office Regional Administration and Local Government	首相府地方自治庁
PRSP	Poverty Reduction Strategy Paper	貧困削減戦略ペーパー
SWAPs	Sector Wide Approaches	セクターワイドアプローチ
TA	Technical Assistance	技術支援

UDEM	(National Framework) Urban Development and Environmental Management	都市開発・環境マネジメントに係る国家フレームワーク
VAEO	Village Agricultural Extension Officer	村農業普及員
VEO	Village Executive Officer	村行政官
WEO	Ward Executive Officer	郡行政官
WAEO	Ward Agricultural Extension Officer	郡農業普及員
WSDP	Water Sector Development Programme	水セクター開発プログラム

評価結果要約表

1. 案件名 タンザニア国農業セクター開発プログラム (ASDP) 事業実施監理能力強化計画
2. 協力概要 (1) プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述 本プロジェクトは、「農業セクター開発プログラム (以下、「ASDP」)」の進捗・効果を適切に把握し、効果的なプログラム運営を実現するために、ASDP のモニタリング・評価枠組みの中核的機能である、「農業データ定期報告制度」を整備するとともに、ならびに右制度の円滑な運用を担保するための中央・地方政府関係者の能力強化を図るものである。 (2) 協力期間：2008 年 1 月から 3 年間 (3) 協力総額（日本国側）：3.3 億円 (4) 協力相手先機関： ア. 実施主管機関：農業・食料安全保障・協同組合省 イ. 実施調整機関：首相府地方自治庁 ウ. 実施支援機関：畜産開発省、産業・貿易・マーケティング省 (5) 裨益対象者及び規模： ア. 直接裨益 ¹ ： 農業データ定期報告制度の試験運用を行う農業関係各省の担当官、モロゴロ州、ドドマ州 ² 内の州・県担当官（州：約 4 名×2 州、県：約 5 名×4 県）、対象県内の郡・村レベル農業担当普及員（郡：約 2 名×約 102 郡、村：約 1 名×約 131 村） イ. 間接裨益： モロゴロ州、ドドマ州内の対象県内の農民、農業関係各省、国家統計局、日本国を含む農業関係ドナー
3. 協力の必要性・位置付け (1) タンザニア国農業セクターの概要 タンザニア連合共和国 (以下、「タンザニア国」) における農業は、GDP の約 50%、輸出総額の約 75% を占めるとともに、国内労働人口の約 80% 以上が従事する基幹産業であるが、大部分が天水に依存する小規模生産形態であることもあり、旱魃等の自然条件の変動に農業生産が大きく左右されている。さらに、コーヒー、サイザル等伝統的輸出産品の交易条件の悪化、財政悪化による補助政策の縮小、農業・経済インフラの未整備、農業支援サービスの不活性等により農業生産性・農家の収益性は低位に留まっている。 こうした現状を改善するため、タンザニア国政府は「貧困削減戦略書 (PRSP：2000 年)」及び第 2 世代「貧困削減戦略 (PRS)」である「成長と貧困削減のための国家戦略 (NSGRP：National Strategy for Growth and Reduction of Poverty：2005 年)」において、農業セクター開発を、貧困削減及び経済成長のための重要課題と位置付け、「農業セクター開発戦略 (ASDS)」を策定し、①農業の生産性及び収益性の向上、②パブリック・プライベート・パートナーシップ、③地方分権化の 3 点を改革の方向性として示した。そして、ASDS を実現するための開発計画として「農業セクター開発プログラム (ASDP)」を策定し、ASDP バスケット・ファンドを設置して、「県農業開発計画 (DADP)」に沿った開発予算の配分を行っている。 (2) ASDP における本技術協力の位置付け ASDP の効果を把握するためには、既存のデータ収集とモニタリング・評価制度によって現場レベルの開発活動の効果を把握し、データの整理と分析を行うことが不可欠であるが、現在、性急に進め

¹ 県によって郡・村の実数及び普及員の配置状況は異なること、また、試験運用の具体的な対象県は案件開始後に決定するため、人数は概算。なお、モロゴロとドドマの県の数合計 10 に対し、郡は 255、村は 988 存在するため、平均値をとり、対象 4 県内の郡の数を 102 と設定した。同様に、村の数は約 395 となるが、このうち村落普及員の配置されている村の数が 3 分の 1 (全国の村の数に対する普及員の実数の割合) と仮定し、131 村を対象村数として設定した。

² モロゴロ州、ドドマ州を試験運用の対象地域として選択する理由については、妥当性評価の欄を参照のこと。

られている地方分権化の影響もあり、村から中央に至る農業定期データ（Agricultural Routine Data）の収集、報告の制度が十分に機能していない。そのため、現場レベルの報告が中央の農業セクター関連省庁にまでの確に届いておらず、また、各省庁、あるいは一省内の各局が、相互の調整無しに、地方政府に対して、直接、データの報告を依頼することが常態化している。

このような状況を改善するため、ASDP におけるモニタリング・評価の制度枠組み及びモニタリング・評価を円滑かつ機能的に実施するための人材育成方法について検討することを目的に、農業セクター関連省庁（ASLMs）と関連ドナーとの合同のモニタリング・評価作業部会が立ち上げられた。しかし、モニタリング・評価制度に係る ASDP の予算が限られていることに加え、バスケット・ファンドによる財政支援のみでは、ASDP モニタリング・評価制度枠組みの運用に不可欠な、政府関係者の能力強化を行うことは困難であるため、農業・食糧保障・協同組合省（以下、「農業省」）は我が国に対する技術協力を要請した。

その後、同作業部会は、独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」）が派遣した農業セクタープログラム企画調査員及び開発調査「地方開発セクタープログラム策定支援調査 2」の本格団員等の支援を受けつつ、「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」の作成を進めてきた。2007 年 7 月に政府・ドナー関係者からの意見も踏まえた上で、最終ドラフトを完成し、8 月 29 日の農業セクター関連省庁局長会議において正式承認された。

本技術協力は、右枠組み文書中のアクションプランの一部として位置付けられ、本技術協力で策定する「農業データ³定期報告制度」によって集約されるデータは、中央レベルにおいては、政府・ドナー合同実施評価や、ASDP バスケット運営委員会等において、ASDP 全体の運営に係る意思決定に必要な判断材料として提供される。さらに、県レベルにおいては、県政府が主体的に DADP の開発効果をモニタリング・評価して計画の改訂に繋げるために、右制度を活用することが期待されている。このように、本技術協力は、ASDP 全体の効果的運営と、個別の DADP の質的改善に資する重要な制度の構築を目指すものである。

(3) 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置付け

我が国は、「貧困の削減」、「社会開発」、「経済的自立に向けた産業支援」等を対アフリカ援助の重点課題としている。また、これに沿って現在改訂中の対タンザニア国別援助計画では、上位目標を「安定的な経済成長と貧困削減の好循環の形成・促進」と定め、「成長と所得貧困削減」を重点課題とし、中でも農業セクターを最重要セクターの 1 つと位置付けている。

この重点分野の下、JICA はタンザニア国別事業実施計画において「農業セクター開発支援プログラム」を策定し、1) 灌漑・稲作支援、2) セクタープロセス支援、3) 農業開発実施に係る県人材の育成支援の 3 つのコンポーネントを協力の柱としており、本案件は 2) セクタープロセス支援、ならびに 3) 農業開発実施に係る県人材の育成支援の双方に位置付けられている。

(4) 他ドナーとの関係

タンザニア国では援助協調及び援助調和化の動きが非常に活発であり、我が国も他ドナーと連携、協調し、ドナー間の共通認識を踏まえた上で農業分野における支援を続けてきており、ASDP バスケット・ファンドに対する資金支援も行っている。一方、我が国は、従来の二国間協力によるプロジェクト型協力の有効性を認識しており、この ASDP バスケット・ファンドによる支援と二国間協力による個々のプロジェクトは相互補完関係にあると位置付け、この主旨をタンザニア国政府及び他ドナーと共有した。この共通認識に基づき、引き続き現場レベルでの協力成果の発現と、その面的拡大を推進することとしている。

4. 協力の枠組み

本協力は ASDP のモニタリング・評価枠組の中核的な機能である、村から中央に至る「農業データ定期報告制度」を、農業セクター関連省庁間で統合された形で策定することを目指すものである。

具体的には、各省、各部局間で調和が取られないままに運用されている現行の農業データの報告制度を見直し、省庁間で統合された制度として策定する。続いて、モロゴロ州、ドドマ州を対象とし、制度運用担当者の能力強化を図りながら試験運用を行うことによって制度改善を図る。さらに、改善された報告制度の全国研修計画を策定し、「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」に反映する。加えて、全国研修計画が ASDP の年間活動計画に組み込まれることを確実にするべく、活動の進捗・達成状況を随時、

³ 「農業データ」の一例としては、主要作物の作付面積、生産量、家畜飼育頭数等が挙げられる。

政府・ドナー関係者と共有し、理解を形成する。

(1) 協力の目標（アウトカム）

ア. 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）

「農業セクター開発プログラム（ASDP）」のモニタリング・評価制度の枠組みの中で、村から中央に至る「農業データ定期報告制度」が整備される。

<指標>

- ・モロゴロ州及びドドマ州内対象県の全てにおいて、改訂された「農業データ定期報告制度」で収集されたデータの分析結果が「県農業開発計画（DADP）」の策定・改訂に活用される（2010/11年度）
- ・モロゴロ州、ドドマ州政府内の試験運用対象県から地方自治庁を通じて農業セクター関連省庁に提出される農業データの提出のタイミングとデータの質が、省庁担当官から「良好」⁴と評価される。
- ・「農業データ定期報告制度」の全国研修計画が、ASDPの年間活動計画書に掲載される（2010/11年度）

イ. 協力終了後に達成が期待される目標（スーパーゴール）

農業セクター開発プログラム（ASDP）が効果的に実施される。

ウ. 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）

「農業データ定期報告制度」に基づき報告された農業データを用いて ASDP のモニタリング・評価が適切に行われる。

<指標>

- ・ASDP 実施状況調査及び農業セクターレビューにおいて、「農業データ定期報告制度」によって全国から集められたデータが活用される。
- ・「農業データ定期報告制度」によって集められたデータの分析結果を反映した DADP の数

(2) 成果（アウトプット）と活動

成果 1. 農業セクター関連省庁間で統合された「農業データ定期報告制度案」が策定される。

<活動>

- 1-1 既存の「地方自治体事業計画・監理基幹システム」を含め、村から中央に至る農業分野の各種農業データに関する報告制度の詳細、運用状況を精査する。
- 1-2 1-1の結果に基づき、「農業データ定期報告制度」案の一部として、村から中央に至る共通報告書フォーマット案を作成する。
- 1-3 1-1、1-2の結果に基づき、「県農業開発計画（DADP）」の計画策定へのフィードバック方法を含めた「農業データ定期報告制度」案を改訂する。
- 1-4 「農業データ定期報告制度」案に基づき、必要に応じ、既存の基幹システムの試験的改訂を行う。

<指標>

- 1-1 各ステークホルダー⁵からの意見の「農業データ定期報告制度」案への反映状況
- 1-2 農業セクター関連省庁で統合された「農業データ定期報告制度」案の完成（2008年**月まで）

成果 2. モロゴロ州及びドドマ州内の州、県、郡、村の関係者が、農業データ定期報告制度案の運用方法を習得する。

<活動>

- 2-1 地方一括交付金制度、県農業開発計画制度との整合性に配慮しつつ、「農業データ定期報告制度」案に係るガイドライン案を策定する。
- 2-2 2-1のガイドライン案に基づき、村から中央まで、各行政レベルの関係者向けの研修計画案を作成する。
- 2-3 「農業データ定期報告制度」案に関し、中央レベルの研修指導者を育成する。
- 2-4 モロゴロ・ドドマの州政府および対象県において、農業担当官・企画官に対する研修を実施する。
- 2-5 モロゴロ・ドドマ州における対象県内の郡・村レベル農業普及員に対する研修を実施する。

⁴ 英文表記では「Satisfactory」。良好（satisfactory）の判断基準は、本技術協力の開始後、タンザニア国政府側関係者と協議の上、本指標の表現ぶりの変更を含めて検討の上、設定する。

⁵ ASLMs 関連部局、モロゴロ・ドドマ州政府、試験運用対象県・郡・村及び関連ドナーを含む。

<指標>

- 2-1 モロゴロ州、ドドマ州内の州、県、郡、村の全ての関係者が「農業データ定期報告制度」案の研修を受講する。
- 2-2 研修参加者の理解度

成果 3. モロゴロ・ドドマ州の州政府、対象県政府、対象県内の郡及び村での試験運用を通じ、「農業データ定期報告制度」案が改訂される。

<活動>

- 3-1 モロゴロ・ドドマ州の州政府、対象県政府、対象県内の郡及び村における「農業データ定期報告制度」案の試験運用に関し、巡回指導を通じて支援を行う。
- 3-2 中央省庁、モロゴロ・ドドマ州の州政府、対象県政府、それぞれのレベルに提出される報告書の提出状況、報告書の内容、報告内容の集約方法、報告内容の事業へのフィードバック方法について精査を行う。
- 3-3 モロゴロ・ドドマ州の州政府、対象県政府、対象県内の郡及び村の関係者を招集したワークショップを開催し、制度運用上の問題点を抽出する。
- 3-4 試験運用の結果と教訓に基づき、「農業データ定期報告制度」案の改訂を行う。

<指標>

- 3-1 試験運用に係る OJT 及び実施状況調査報告書の提出 (2009 年**月まで)
- 3-2 試験運用に係るステークホルダーワークショップ報告書が ASDP モニタリング・評価作業部会に提出される (2009 年*月まで)
- 3-3 改訂版「農業データ定期報告制度」文書の完成 (2010 年**月まで)

成果 4. 試験運用の結果と教訓に基づき、「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」が改訂される。

<活動>

- 4-1 改訂された「農業データ定期報告制度」案に基づき、全国研修の実施計画案を作成する。
- 4-2 改訂された「農業データ定期報告制度」案に基づき、2-1 のガイドラインを改訂する。
- 4-3 4-1、4-2 の結果に基づいて、「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」の改訂を行う。

<指標>

- 4-1 実施体制、予算措置を含む全国研修計画案の完成 (2008 年**月まで)
- 4-2 改訂版「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」の完成 (2010 年**月まで)

成果 5. 本技術協力の進捗、実績が、中央・地方政府関係者ならびにドナー関係者と共有される。

<活動>

- 5-1 本技術協力の活動の進捗について、常に ASDP モニタリング・評価作業部会において共有する。
- 5-2 本技術協力の活動の実績について、農業セクター諮問会議等、セクターレベルの会議において、報告する。
- 5-3 地方自治庁ないし農業セクター関連省庁主催による、全国の地方自治体関係者を対象としたセミナーや貧困モニタリング制度⁶下の行政データ作業部会等の機会を利用し、本技術協力の活動の実績を共有する。

<指標>

- 5-1 本技術協力の進捗や達成の記録が ASDP モニタリング・評価作業部会において定期的に共有される。
- 5-2 各種ワークショップ、セミナー、会議における報告実績

(3) 投入 (インプット)

7. 日本国側

- 1) 専門家 1 年目: 30MM、2、3 年目: 各 24MM 計 78MM
チーフ・アドバイザー、組織・制度改善、業務調整
モニタリング・評価、行政データ管理
- 2) 機材供与: プロジェクト活動に必要な機材 (車輜、研修用機材、事務機器等)

⁶ タンザニア国における第 2 世代の貧困削減戦略書である「成長と貧困削減のための国家戦略書 (NSGRP)」の実施をモニタリングするための枠組み

3) 本邦研修：4名（4 農業セクター関連省庁から1名ずつ派遣）×0.5カ月×2回（年間）

【想定される研修分野】

1年目：地方農政/農業政策評価/畜産政策評価/農業マーケティング戦略

2年目：行政データ管理/農業統計/畜産統計/農産物市場調査手法

4) 在外事業強化経費：2,000万円×3年間

5) 調査団派遣：運営指導調査、終了時評価調査

イ. タンザニア国側

1) 担当者の配置

・関係省庁局・部長：

各農業セクター関連省庁政策計画局長

地方自治庁セクター調整局長、地方政府局長

産業・貿易・マーケティング省商品マーケティング局長

国家統計局農業統計部長

・ASDP モニタリング・評価作業部会

各農業セクター関連省庁のモニタリング・評価、統計、情報管理部局職員、地方自治庁セクター

調整局職員、国家統計局農業統計部職員

2) 専門家のための執務スペース：農業省政策計画局、地方自治庁内

3) ローカルコスト負担

研修実施に必要な政府側担当者の旅費、燃料費等、プロジェクト活動に必要な費用に関し、農業セクター関連省庁は、ASDP バスケット・ファンドから必要な予算を確保する。

4) 円滑な業務引継ぎの担保

協力期間中に本プロジェクトの中央政府担当者、あるいは、パイロット州・地方政府内の試験運用実施担当者が異動・退職する場合には、業務内容及びノウハウに係る引継ぎを適切に行う。

(4) 外部要因（満たされるべき外部条件）

7. 前提条件：

・ASDP モニタリング・評価作業部会において「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」が完成する。

イ. 成果(アウトプット)達成のための外部条件：

・モロゴロ州及びドドマ州の試験運用対象県及び各対象県内の郡、村において、本計画に関わる試験運用担当者が指名され、本計画の活動に参加する。

ウ. プロジェクト目標達成のための外部条件：

・試験運用の対象県・村が、農業データの収集・報告に必要な予算を計上、執行する。

・「農業データ定期報告制度」を含む、改訂「ASDP モニタリング・評価枠組文書」が、農業セクター関連省庁局長会議において承認される。

エ. 上位目標達成のための外部条件

・全国研修計画に基いて研修が実施される。

オ. スーパーゴール達成のための外部条件

・ASDP 枠組みの下で、農業投資が計画通り実施される。

5. 評価5項目による評価結果

本案件は、以下の評価5項目による評価結果から協力実施の妥当性が高いと判断される。

(1) 妥当性

・本案件は、タンザニア国の「農業セクター開発プログラム（ASDP）」の目標（アウトカム）の達成を把握するために欠かすことのできない、モニタリング・評価制度の確立のために、右制度の重要な機能である「農業データ定期報告制度」の構築を支援するものであり、かつ、右制度の構築は、上位政策である NSGRP の達成状況をモニタリング・評価することにも役立つ。

・現在改定中の新国別援助計画において、農業セクターは最重点支援セクターとして位置付けられている。また、JICA は国別事業実施計画において、「農業・零細企業の振興」を援助重点分野とし、農業セクターの中心的ドナーの1つとして、ASDP の実施を支援する方針を掲げており、本案件はいずれの計画の方向性にも合致している。

- ・また、支援のアプローチとして、政策支援とプロジェクト支援との組み合わせによるフィールドでの実施を通じて得た課題を中央の政策支援業務に反映させるという、いわゆる「タンザニア・モデル」の実現に極めて有効な投入となる。また、我が国も拠出している ASDP バスケット・ファンドの有効性を実証的に確認する為にも、モニタリング・評価制度整備の過程を通じて定期的に得られる正確な農業データが不可欠であることから、本技術協力の実施価値は高い。
- ・我が国は、2000年のセクターワイドアプローチ（SWAPs）の開始以来、タンザニア国農業セクタープログラムの形成、実施のプロセスにおいて、農業関連ドナーの中で一貫して主導的役割を果たしており、これまでの協力の中で知見、ノウハウを蓄積している。特に、農業セクター担当企画調査員が ASDP モニタリング・評価作業部会のドナー側メンバーとして、「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」の作成に関与してきており、そこで得られた経験・情報を本技術協力に活かすことができる。また、欧米型の技術支援（TA）に一般的に見られるコンサルタントの集中投入による短期間の役務代替的支援では、本技術協力で予定しているような、長期間に亘る地道な取り組みによって先方政府関係者の能力向上を果たすことは困難であり、日本型技術協力手法が有効であるといえる。
- ・モロゴロ州とドドマ州を「農業データ定期報告制度」案の試験運用対象地域とすることは、以下の理由により妥当であるといえる。第一に、両州は、これまでにドナーから受けてきた農業分野の援助の規模（量的・面的）において、対照をなす地域である。ダルエスサラームから近く、自然条件にも恵まれたモロゴロ州が、これまで最も多くのドナーの支援を受けてきた州であるのに対し、ドドマ州は、最も農業開発分野の支援が少ない4州（本土21州中）の1つに数えられている。このような違いを持つ両州に対する支援を行うことにより、同様に被援助経験で大きなバラツキがある他の19州に対して全国展開を図る上で、貴重な教訓を得ることができるといえる。第二に、両州は本土各地からの交通の便に優れており、農業セクター関連省庁が地方行政官を対象とした研修やセミナーを開催するのにふさわしい地域であるため、本技術協力の終了後に全国展開をする上で、モロゴロ州・ドドマ州は、非常に適したモデル・サイトになり得るといえる。

(2) 有効性

本技術協力は、以下の理由から有効性が見込まれる。

- ・①県レベルでの農業データの計画策定へのフィードバックの有無、②農業データの中央レベルの「ユーザー」である担当官が、データ提出のタイミングとデータの質を「良好」と評価する、という2つの指標によって、県と中央それぞれのレベルでの報告制度の有用性を評価しつつ、③右制度の全国研修計画が ASDP の年間活動計画に組み込まれることを、第3の指標として設定することによって、プロジェクト目標である「ASDP のモニタリング・評価制度の内、村から中央に至る農業データ定期報告制度が整備される」が明確に定義されている。
- ・プロジェクト目標の達成のためには、まず、省庁間で統合された制度案を策定すること（成果1）はもちろん、限られた地域において、制度運用担当者の能力強化を図りつつ（成果2）、試験運用を行うことによって制度改善を図る（成果3）ことが必要である。また、右制度の全国展開のためには、改善された「農業データ定期報告制度」と、その全国研修計画が「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」に反映される（成果4）ことが不可欠である。さらに、活動の進捗・達成状況を随時、政府・ドナー関係者と共有し、理解を形成すること（成果5）によって、成果4の達成、さらには全国研修計画を ASDP の年間活動計画に組み込むこと（プロジェクト目標指標の3番目）が可能となる。以上から、本プロジェクトは、目標を達成するために十分なアウトプットが計画されているといえる。
- ・DADP 実施のために中央から県政府に対して配布される予算の一部を、モニタリング・評価活動に使用することが定められていることに加え、本技術協力の試験運用対象地域の選定にあたっては、県政府の予算措置の用意を含めた、試験運用参加への「意欲」を選定基準として設ける予定である。一方、村レベルの経常予算の増額の見込みは不透明であるが、本技術協力では、村レベル農業普及員の活動費用の制約を所与のものとして「農業データ定期報告制度」を設計する。以上から、外部条件「パイロット県・村が、農業データの収集・報告に必要な予算を計上、執行する」が満たされる可能性は高い。

(3) 効率性

本技術協力は、以下の理由から効率的な実施が見込まれる。

- ・本技術協力がセクター全体に関係する課題に対応する必要があることから、実施機関を特定の省庁のみとすることは不可能であり、4つの農業セクター関連省庁の全てを実施機関としている。これに加え、中央、州、県、郡、村の5階層の関係者に対して制度の周知と実施のための技術指導を行うため、常に多大な調整業務が発生する。成果の達成に必要な計画された活動を実施していくためには、本計画における1年目に年間30人月、2、3年目に年間24人月という投入量は、妥当な投入量である。
- ・ガイドラインを策定し、対象地域において実証（試験運用）を行う本技術協力と類似の活動を含むJICAプロジェクトにおいて、長期専門家を2～3名程度、さらに複数の短期専門家が投入されているケースと比較し、上記の通り本技術協力が4省庁に跨り、実施調整についてより困難度の高い枠組みにおいて実施されることを考慮すると、本技術協力は同種の協力との比較においてより効率的な投入を計画しているといえる。
- ・本技術協力で供与を予定している機材は、専門家の活動に必要な農業省（ダルエスサラーム）と地方自治庁（ドドマ）に配置する車輛（4WD）2台、両省、モロゴロ州、ドドマ州政府、4つの試験運用対象県に配置する基本的なオフィス機器類（PC、コピー機、プリンター等）が中心となる。また、試験運用対象県レベルでの活動に必要なオフィス機材、県が郡、村レベルの実施モニタリングを行う際に使用する車両等については、「県農業開発計画（DADP）」に対する能力育成用予算⁷を充当し、県政府に対する機材供与は最低限の投入に抑えるよう県政府と調整を行う。
- ・本案件実施に先立ち、ASDPモニタリング・評価作業部会でのモニタリング・評価制度枠組み策定の過程において、既存の農業データ定期報告の実態を相当程度把握している。また、農業省、畜産開発省の政策・計画局の統計ユニットでは、それぞれの省の定期報告制度の見直し作業を進めており、これらの作業のアウトプットを効率的に活用することができる。よって、農業セクター関連省庁間で統合された「農業データ定期報告制度」案の確立を、案件立ち上げ後の約半年間で行うことは十分可能である。
- ・モロゴロ州、ドドマ州の州・県政府担当官、郡・村レベル農業普及員に対し、「農業データ定期報告制度」案に基づき、それぞれの階層に応じた研修カリキュラムの作成を行い、各行政レベルで求められる業務内容の習得を図る。特に農業普及員については、現在、タンザニア国政府が村レベルの空席（約11,000人）解消を目的とした大量の新規育成・採用、ならびに現職普及員の再教育を計画していることから、本技術協力が単独で研修を実施する場合と比較し、これら新規採用・現職普及員の研修計画の一部に、右カリキュラムを盛り込むことで、研修実施経費を抑制することが可能となるような研修制度を構築するべく、関係各省各局との調整を行う。

(4) インパクト

この案件のインパクトは、以下のように予測できる。

- ・本技術協力で策定する「農業データ定期報告制度」の全国研修計画を、ASDP年間活動計画へ組み込むことにより、全国展開に必要な経費をASDPバスケット・ファンドから確保することが可能となることから、「農業データ定期報告制度」の活用が確実に全国に広まることが期待される。
- ・本技術協力で策定する「農業データ定期報告制度」では、末端から中央へのデータの「提供」のみならず、県や中央レベルでの計画策定プロセスに、収集したデータの分析結果を反映させる仕組みを構築することを目指している。この仕組みが機能することにより、県レベルでの農業開発事業の質の向上、中央レベルでは、ASDPの全体計画の改善が期待できる。
- ・さらに、ASDPモニタリング・評価作業部会において、国家統計局と調整を行いつつ、関連システムである「地方行政モニタリング・データベース（LGMD）」の改善を図ることにより、「農業データ定期報告制度」で収集されるデータをNSGRPの達成状況のモニタリング・評価に使用することが可能になると期待される。

(5) 自立発展性

以下の通り、本技術協力による効果は、相手国政府により協力終了後も継続されるものと見込まれる。

7. 技術面

本技術協力は、各農業セクター関連省庁の既存の制度を整理・統合した「農業データ定期報告制度」の構築・定着を目指すものであり、高度な技術の移転を目指すものではない。ただし、右制度は、現

⁷ 県農業開発計画（DADP）向け予算の内、政府予算から配分される県の能力育成（人材、機材等を含む）に使用される予算。

在、地方自治庁により、地方政府改革プログラム (LGRP) の一環として導入が進められている LGMD の活用を想定しているため、試験運用対象県の担当職員には、必要に応じて LGMD 運用技術に係る研修を本技術協力の中で実施する。さらに、プロジェクト専門家より地方自治庁に働きかけつつ、地方行政分野企画調査員等を活用して LGRP の関係ドナー間の問題意識の醸成を図ることにより、右システムの全国展開を促進させることで、本技術協力で策定する「農業データ定期報告制度」の技術的自立発展性の確保が期待できる。

イ. 組織・制度面

本技術協力は、「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」の中のアクションプランの 1 つとして位置付けられ、策定する「農業データ定期報告制度」は、完成後、「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」の一部として位置付けられ、運用される確度は非常に高い。また、本技術協力の実施担当者となる ASDP モニタリング・評価作業部会の政府側メンバーは、農業セクター関連省庁及び国家統計局のモニタリング・評価、統計、情報管理に関わる行政官から構成されており、彼らが下位の各行政機関への技術指導の中心となることを想定している。このように実施運営が制度的に担保されることにより、案件終了後も協力を通じた知見が、各省のモニタリング・評価関係担当者に残され、ASDP における制度が継続されていくことが十分に期待できる。

ウ. 財政面

現在、ASDP バスケット・ファンドに対しては、5 つのドナー⁸が資金を投入している。初年度 (2006/7 年予算) は、IFAD と世銀が組織内の資金拠出手続きの遅延等により、バスケット・ファンドへの資金投入が滞ったこともあり、計画が十分に進捗しなかったが、2 年目にあたる 2007/8 年度は、年度当初からの円滑な実施が期待されている。今後、ASDP バスケット・ファンドに対する支援は、アイルランド国が増額を表明し、日本国もこれまでの食糧増産援助 (2KR) の見返り資金からの拠出から、ノンプロジェクト無償資金 (貧困削減支援無償) からの拠出を検討している。本技術協力で策定する「農業データ定期報告制度」の全国研修計画を、ASDP の年間活動計画へ組み込むことにより、全国展開に必要な予算を上記の ASDP バスケット・ファンドから確保することが可能であることから、高い財政的自立発展性が期待できる。

6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

- ・「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」のショートリスト (制度運用当初から測定を行う指標群) のアウトカム指標の 1 つとして、「契約生産や生産・販売組合に参加する小自作農貧困農民の割合」という指標が含まれていることから、この指標を、「農業データ定期報告制度」で測定するよう制度設計を行う。また、右指標は、NSGRP の農業分野指標としても位置付けられていることから、本指標に関するデータについては国家統計局とも共有がなされるよう、関係者間の調整を行う。
- ・「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」のショートリストのアウトプット指標に、ジェンダー関連指標として、「(村の) 経済・環境・土地委員会における女性および青年委員の割合」が含まれていることから、この指標を、「農業データ定期報告制度」で測定するよう制度設計を行う。また、本技術協力の活動 1-1、1-2 の一部として収集すべき農業データの整理を行う際に、上記指標の内容以外のジェンダー関連データを新たに組み込むことを検討する。
- ・「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」のショートリストに、環境関連の指標として「環境管理セミナーの実施回数」が挙げられていることから、この指標を、「農業データ定期報告制度」で測定するよう制度設計を行う。また、本案件の活動 1-1、1-2 の一部として収集すべき農業データの整理を行う際に、上記指標の内容以外の環境関連データを新たに組み込むことを検討する。

7. 過去の類似案件からの教訓の活用

(1) 開発調査「地方開発セクタープログラム策定支援調査 2」(2005 年 11 月～2008 年 12 月)

本開発調査は、これまで ASDP モニタリング・評価作業部会による ASDP モニタリング・評価枠組み作りを支援してきたが、作業部会の事務局役を果たしている農業省政策・計画局モニタリング・評価担当の調整能力が低く、複数の省庁に跨る関係者間の情報共有を図るため、コンサルタント団員が関係者調整にかなりの時間・労力を割く必要があった。同様に、本技術協力の専門家も ASDP モニタリング・評価作業部会メンバー間の調整業務を支援することが求められるため、十分な支援を行うだけの専門家の投入量を確保する必要がある。

⁸ EU、IFAD、アイルランド国、日本国及び世銀

(2) 技術協力プロジェクト「モロゴロ州保健行政強化計画」(2001年4月～2007年3月)

現在、地方行政改革プログラムの下、中央政府(州を含む)の役割を縮小し、州政府の機能・権限を強化する方向で地方分権化が進められているが、モロゴロ州政府及び同州政府内各県の保健管理チームの行政能力強化を目的とした標記協力では、州政府に対する州政府の技術面、行政面での支援の重要性が再認識された。一方で、右協力の終了時評価において、人員・予算が大幅に削減されたため、州政府が期待される支援を行えないという問題も指摘されている。この問題は、農業セクターにも当てはまるため、地方自治庁に対して、特に試験運用対象のモロゴロ州・ドドマ州の農業担当官の人員配置、予算措置を適切に行うよう、働きかける必要がある。

8. 今後の評価計画

- ・運営指導調査：プロジェクト開始から1年6カ月後を目処に実施する。
- ・終了時評価調査：プロジェクト終了の3カ月前を目処に実施する。
- ・事後評価調査：プロジェクト終了後3年後を目処に実施する。

第1章 事前評価調査の概要

1-1 調査団派遣の背景

(1) タンザニア国農業セクターの概要

タンザニア連合共和国(以下、「タンザニア国」)における農業は、GDPの約50%、輸出総額の約75%を占めるとともに、国内労働人口の約80%以上が従事する基幹産業であるが、大部分が天水に依存する小規模生産形態であることもあり、旱魃等の自然条件の変動に農業生産が大きく左右されている。さらに、コーヒー、サイザル等、伝統的輸出産品の交易条件の悪化、財政悪化による補助政策の縮小、農業・経済インフラの未整備、農業支援サービスの不活性等により農業生産性・農家の収益性は低位に留まっている。

こうした現状を改善するため、タンザニア国政府は「貧困削減戦略書 (PRSP : 2000年)」及び第2世代「貧困削減戦略 (PRS)」である「成長と貧困削減のための国家戦略 (NSGRP : National Strategy for Growth and Reduction of Poverty : 2005年)」において、農業セクター開発を、貧困削減及び経済成長のための重要課題と位置付け、「農業セクター開発戦略 (ASDS)」を策定し、①農業の生産性及び収益性の向上、②パブリック・プライベート・パートナーシップ、③地方分権化の3点を改革の方向性として示した。そして、ASDSを実現するための開発計画として「農業セクター開発プログラム (ASDP)」を策定し、ASDP バスケット・ファンドを設置して、「県農業開発計画 (DADP)」に沿った開発予算の配分を行っている。

(2) ASDPにおける本技術協力の位置付け

ASDPの効果を把握するためには、既存のデータ収集とモニタリング・評価制度によって現場レベルの開発活動の効果を把握し、データの整理と分析を行うことが不可欠であるが、現在、性急に進められている地方分権化の影響もあり、村から中央に至る農業定期データ (Agricultural Routine Data) の収集、報告の制度が十分に機能していない。そのため、現場レベルの報告が中央の農業セクター関連省庁にまでの確に届いておらず、また、各省庁、あるいは一省内の各局が、相互の調整無しに、地方政府に対して、直接、データの報告を依頼することが常態化している。

このような状況を改善するため、ASDPにおけるモニタリング・評価の制度枠組み及びモニタリング・評価を円滑かつ機能的に実施するための人材育成方法について検討することを目的に、農業セクター関連省庁 (ASLMs) と関連ドナーとの合同のモニタリング・評価作業部会が立ち上げられた。しかし、モニタリング・評価制度に係るASDPの予算が限られていることに加え、バスケット・ファンドによる財政支援のみでは、ASDPモニタリング・評価制度枠組みの運用に不可欠な、政府関係者の能力強化を行うことは困難であるため、農業・食糧保障・協同組合省 (以下、「農業省」) は、我が国に対する技術協力を要請した。

その後、同作業部会は、独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」）が派遣した農業セクタープログラム企画調査員及び開発調査「地方開発セクタープログラム策定支援調査2」の本格団員等の支援を受けつつ、「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」の作成を進めてきた。2007年7月には政府・ドナー関係者からの意見も踏まえた上で最終ドラフトを完成し、8月29日の農業セクター関連省庁局長会議において正式承認された。

本技術協力は、右枠組み文書中のアクションプランの一部として位置付けられ、本技術協力で策定する「農業データ¹定期報告制度」によって集約されるデータは、中央レベルにおいては、政府・ドナー合同実施評価や、ASDP バスケット運営委員会等において、ASDP 全体の運営に係る意思決定に必要な判断材料として提供される。さらに、県レベルにおいては、県政府が主体的に DADP の開発効果をモニタリング・評価して計画の改訂に繋げるために、右制度を活用することが期待されている。このように、本技術協力は、ASDP 全体の効果的運営と、個別の DADP の質的改善に資する重要な制度の構築を目指すものである。

(3) 我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置付け

我が国は、「貧困の削減」、「社会開発」、「経済的自立に向けた産業支援」等を対アフリカ援助の重点課題としている。また、これに沿って現在改訂中の対タンザニア国別援助計画では、上位目標を「安定的な経済成長と貧困削減の好循環の形成・促進」と定め、「成長と所得貧困削減」を重点課題とし、中でも農業セクターを最重要セクターの1つと位置付けている。

この重点分野の下、JICA はタンザニア国別事業実施計画において「農業セクター開発支援プログラム」を策定し、1) 灌漑・稲作支援、2) セクタープロセス支援、3) 農業開発実施に係る県人材の育成支援の3つのコンポーネントを協力の柱としており、本案件は2)セクタープロセス支援、ならびに3) 農業開発実施に係る県人材の育成支援の双方に位置付けられている。

(4) 他ドナーとの関係

タンザニア国では援助協調及び援助調和化の動きが非常に活発であり、我が国も他ドナーと連携、協調し、ドナー間の共通認識を踏まえた上で農業分野における支援を続けてきており、ASDP バスケット・ファンドに対する資金支援も行っている。一方、我が国は、従来の二国間協力によるプロジェクト型協力の有効性を認識しており、この ASDP バスケット・ファンドによる支援と、二国間協力による個々のプロジェクトは相互補完関係にあると位置付け、この主旨をタンザニア国政府及び他ドナーと共有した。この共通認識に基づき、引き続き現場レベルでの協力成果の発現とその面的拡大を推進することとしている。

農業セクター開発プログラム（以下、「ASDP」）の成果を把握するためには、既存のデータ収集とモニタリング・評価（以下、「M&E」）制度によって現場レベル

¹ 「農業データ」の一例としては、主要作物の作付面積、生産量、家畜飼育頭数等が挙げられる。

の開発活動の効果を把握し、情報の整理と分析することが不可欠であるが、性急に進められている地方分権化の影響もあり、村から中央に至る農業データ（Agricultural Routine Data）の収集、報告の制度が十分に機能しておらず、中央の農業セクター関連省庁²（以下、「ASLMs」）にまで、現場レベルの報告が的確に届いていない。また、そのために、各 ASLM、場合によっては一省内の各局が、相互の調整無しに、地方政府に対して、直接、データの報告を依頼することが常態化している。

このような状況を改善するため、ASDP における M&E の制度枠組み、M&E を円滑かつ機能的に実施するための人材育成方法について検討することを目的に、ASLMs と関連ドナーとの合同の作業部会が立ち上げられた。しかし、M&E 制度に係る ASDP の予算が限られていることに加え、バスケット資金により財政支援のみでは、何らかの技術支援無しには、右作業グループで検討される M&E 制度の枠組み作りと、政府関係者の能力強化が困難であることから、農業・食料保障・協同組合省（MAFC）は我が方に対する技術協力を要請した。

1-2 調査目的

- (1) 案件の立ち上げを目指して、現地関連機関との調整及び情報収集を行うとともに、協力の構想について先方とミニッツで確認する。
- (2) 本プロジェクトの要請の背景及び上位計画との整合性を確認すると共に、プロジェクトの実施体制について、ドナー協調に留意しつつ、先方政府と協議を行い、合意の上、基本計画を策定する。
- (3) プロジェクトの妥当性の確認のため、評価 5 項目の視点で評価を行う。特にプロジェクト実施の妥当性について調査する。

1-3 調査団の構成

No.	氏名	担当分野	所属
1	柏谷 亮	総括	JICA タンザニア事務所 所長
2	田澤 裕之	農業行政	農林水産省大臣官房国際部国際協力課 海外技術協力官
3	星 弘文	農業セクター プログラム	JICA タンザニア事務所 企画調査員
4	小林 知樹	地方行政	JICA アフリカ部 東部アフリカチーム
5	甲賀 大吾	調査企画	JICA タンザニア事務所 所員

1-4 調査期間

平成 19 年 6 月 1 日～平成 19 年 6 月 13 日（調査日程は、付属資料 1 参照）

² 日常的には、農業・食料保障・協同組合省（MAFC）、漁業・畜産開発省（MFLD）、産業貿易マーケティング省（MITM）及び首相府地方自治庁（PMO-RALG）の 4 省を指す。ASDP バスケットの政府文書には、水・灌漑省（MoWI）を含む 5 省としているが、日常業務において ASLMs と言った場合、右の 4 省のみを指す。

第2章 協議概要

事前評価調査団により、以下のプロジェクト協力の枠組みが合意された。

2-1 プロジェクトの戦略

- (1) ASDP の制度的枠組みへのアラインメント
 - ・ ASDP モニタリング・評価（M&E）作業部会を通じた活動実施
 - ・ ASDP バスケット運営委員会への進捗・実績報告
- (2) 農業関連省庁の既存の農業データ定期報告制度の集約・調整
- (3) 試験運用を通じた、農業データ定期報告制度案の改善（モロゴロ州・ドドマ州）
- (4) 出口戦略としての全国研修実施計画の策定（研修実施体制、予算措置を含む）

2-2 関連機関・組織の役割

- (1) 農業・食料保障・協同組合省（MAFC）、畜産開発省（MLD）、産業貿易マーケティング省（MITM）

MAFC、MLD、MITM は、それぞれの既存の農業データ定期報告制度の見直し、調整を行いつつ、統合された農業データ報告制度の開発に中心的な役割を果たす。特に、MAFC は主管官庁として、各農業関連省庁間の共通認識の統一を図りつつ、本協力の実施プロセスを主導する。

- (2) 首相府地方自治庁（PMO-RALG）

PMO-RALG は、地方政府局とセクター調整局を通じて、各セクター省庁と地方自治体との共通認識の統一を図るとともに、モロゴロ州・ドドマ州で行う統合された農業データ制度案の試験運用の実施について、州・県・郡・村、各行政レベルとの調整を行う。また、経営情報システム（MIS）局は、右制度案が、既存の地方自治体計画策定・報告、モニタリングシステムとの整合性を保つよう調整を行う。

- (3) ASDP バスケット運営委員会

本委員会は、農業関連省庁間調整会議（次官級）メンバー、財務省、経済・計画・能力開発省、バスケット支援ドナーから構成され、MAFC の政策計画局長が事務局を務める、ASDP バスケット・ファンドの運用全体を監督する委員会である。本協力においては、ASDP の制度的枠組みへのアラインメントを明確にする目的から、JICA の技協で通常設置している合同調整委員会（JCC）の機能を、右バスケット運営委員会が代替する。

- (4) ASDP モニタリング・評価（M&E）作業部会

ASDP M&E 作業部会は、現在作成を進めている ASDP M&E 枠組み文書の完成後、同フレームワークの全国的な運用を推進することが期待されている。本協力は、

この業務の一環として位置付けられ、作業部会メンバーは、本協力の中核的メンバーとして、活動の実施担当となる。また、日本人専門家も、同作業部会のメンバーとして位置付けられ、右作業部会の毎回のミーティングにおいて、活動の進捗状況を共有する。

2-3 プロジェクト基本計画（案）

(1) スーパーゴール

ASDP が効果的に実施される。

(2) 上位目標

農業セクター開発プログラム（ASDP）のモニタリング・評価（M&E）において、農業データが全国的に、有効に活用される。

(3) プロジェクト目標

ASDP の M&E 制度の内、村から中央に至る農業データ定期報告制度が整備される。

(4) 成果

- 1) 農業関連省庁間で統合された農業データ定期報告制度案が策定される。
- 2) パイロット州、県、郡、村の関係者が農業データ定期報告制度案の運用方法を習得する。
- 3) パイロット州、県、郡、村での試験運用を通じ、農業データ定期報告制度案が改訂される。
- 4) 試験運用の結果に基づき、ASDP M&E 枠組み文書が改訂される。
- 5) プロジェクトの進捗、実績が、中央・地方政府関係者ならびにドナー関係者と共有される。

(5) 活動

- 1-1. 既存の地方自治体事業計画・監理基幹システムを含め、村から中央に至る農業分野の各種農業データ報告制度の詳細、運用状況を精査する。
- 1-2. 1-1 の結果に基づき、農業データ定期報告制度案の一部として、村から中央に至る共通報告書フォーマット案を作成する。
- 1-3. 1-1、1-2 の結果に基づき、県農業開発計画（DADP）の計画策定へのフィードバック方法を含めた農業データ定期報告制度案を改訂する。
- 1-4. 農業データ定期報告制度案に基づき、必要に応じ、既存の基幹システムの試験的改訂を行う。
- 2-1. 地方一括交付金制度、県農業開発計画制度との整合性に配慮しつつ、農業データ報告制度案に係るガイドライン案を策定する。
- 2-2. 2-1 のガイドライン案に基づき、村から中央まで、各行政レベルの関係者向けの研修計画案を作成する。
- 2-3. 農業データ報告制度案に関し、中央レベルの研修指導者を育成する。
- 2-4. 特定の州及び県において、農業担当官・企画官に対する研修を実施する。

- 2-5. 特定の州及び県内の郡・村レベル農業普及員に対する研修を実施する。
- 3-1. 特定の州、県、郡、村における農業データ報告制度案の試行運用に関し、巡回指導を通じて支援を行う。
- 3-2. 中央省庁、特定の州、県、それぞれのレベルに提出される報告書の提出状況、報告書の内容、報告内容の集約方法、報告内容の事業へのフィードバック方法について精査を行う。
- 3-3. 対象州、県、郡、村の関係者を招集したワークショップを開催し、制度運用上の問題点を抽出する。
- 3-4. 試行運用の結果と教訓に基づき、農業データ報告制度案の改訂を行う。
- 4-1. 改訂された農業データ報告制度案に基づき、全国研修の実施計画案を作成する。
- 4-2. 改訂された農業データ報告制度案に基づき、2-1 のガイドラインを改訂する。
- 4-3. 4-1、4-2 の結果に基づいて、ASDP M&E 枠組み文書の改訂を行う。
- 5-1. プロジェクト活動の進捗について、常に ASDP M&E 作業部会において共有する。
- 5-2. プロジェクト活動の実績について、農業セクター諮問会議等、セクターレベルの会議において、報告する
- 5-3. 地方自治庁ないし農業関連省庁主催による、全国の地方自治体関係者を対象としたセミナー等の機会を利用し、プロジェクト活動の実績を紹介する。

2-4 日本国側投入

- ・ 専門家指導分野
 チーフ・アドバイザー/組織・制度改善、業務調整/モニタリング・評価、
 行政データ管理
- ・ 在外事業強化費
- ・ 活動に必要な機材
- ・ 研修員受入

2-5 試験運用対象地域

本協力中で改善を行うモニタリング・評価枠組みの試験的運用及び策定する研修計画案の実証の対象地域については、ダルエスサラームからのアクセスを考慮して、モロゴロ州、ドドマ州の両方を対象地域とする（なお、同州内の県及びその下の郡、村の選定については、追って政府側と調整の上、決定する）。

2-6 専門家の執務スペース

タンザニア国側は、MAFC 政策・計画局内、PMO-RALG 内及びモロゴロ州・ドドマ州政府内に、専門家の執務スペースを確保する。

第3章 協力分野の現状と課題

3-1 タンザニア国の援助環境下でのプロジェクト型支援実施

過去、タンザニア国では、資源・人材を開発に活用することへの政治的コミットメントが弱く、行政能力も極めて低い中、連携なきままにドナーや NGO によるプロジェクトが乱立し、開発資源が非効率的に費やされ、その効果も限定的であった。その反省を踏まえ、タンザニア国政府の主導の下、各ドナーの援助手続きの調和化、タンザニア国政府システム等への整合化の推進を規定する「タンザニア共同支援戦略（JAST）」が策定され、その骨子を覚書（MoU）として、タンザニア国政府及び我が国を含む各ドナーが署名している。

また、JAST では、財政支援（一般財政支援＋バスケット・ファンド）が好ましい援助形態とされ、援助の中で大きな比重（予算ベースで援助総額中約 6 割を計上）を占め、主要な援助形態となっている。財政支援は、政府機能の根幹である、「戦略策定→予算策定→執行→評価→フィードバック」といった一連のサイクルを、政府自らが確立し実施することを包括的に支援するものである。日本国を含むドナーは、その枠組み作りと実際の運営のために必要な資源（予算）を直接支援している。

こうした援助協調の更なる進展により、農業セクター全体の開発動向に直接的な影響が及ぶことはもちろん、タンザニア国政府が推進する地方行政改革プログラムや公共財政改革プログラム等の各種改革プログラムを通じ、中央・地方レベルの関係機関の実施体制に変化をもたらすことも考えられる。従い、本案件の実施に際しては、農業セクターの開発動向のみならず、タンザニア国における援助協調全般に関する情報収集・分析を日常的に行う必要がある。

一方、技術協力等の従来のプロジェクト型支援は、タンザニア国政府の政策的枠組みとの調整がないものが多かったことから、タンザニア国関係者の取引費用を増大させるとして、歓迎されない援助形態として見做されている。しかしながら、我が国は、技術協力プロジェクトを政策的枠組みの中に適切に組み込むことによって、財政支援と相互補完的に進めることにより相乗効果が発揮できるという考えの下、現在改訂中の対タンザニア国国別援助計画において、タンザニア国政府の政策的枠組みに整合・調和したプロジェクト型支援を展開する方針を掲げている。

本案件も、右方針に基づき、次項で概括する農業セクター開発プログラム（ASDP）の枠組みの中で実施されるものである。

3-2 農業セクター開発プログラム（ASDP）の概況

タンザニア国では農業セクターの発展戦略として、セクターワイドアプローチ（SWAps）を採用している。同アプローチの下、ドナーは JAST に沿って、援助協調を通じた支援を行っている。ASDP は農業セクター全体を包括するプログラムであり、農業セクターにおける開発事業は全て ASDP の枠組みの中に含まれることになる。

ASDP の目的は、以下の 2 点にまとめられる。

- ・農業の生産性・収益性を向上するための環境が創出される。
- ・農家の所得が向上し、貧困削減及び世帯レベルの食料安全保障が実現される。

これらの目的を達成するために、また、地方分権化策に沿って、ASDP バスケット・ファンドの 75%は州政府によって、20%は中央政府によって、残る 5%はジェンダー、HIV/AIDS、環境等の横断的事項に用いられることが定められている。この内、州政府への資金配布にあたっては、既存の政府メカニズムとの調和を図るために、地方自治庁への州政府への資金配布メカニズムである地方政府一括交付金システムを利用して

いる。

ASDP の最高の意思決定機関はタンザニア国政府関連省庁の大臣で構成されている省庁間調整委員会であり、ここにドナーは参加していない。ドナーは ASDP バスケット運営委員会のメンバーであり、同委員会で農業予算、バスケット・ファンドの用途などに係る協議が行われ、新たな資金配布が決定される。農業省次官とドナー代表（輪番制で 2008 年現在は世銀）が共同議長を務めている。調整委員会の下には、タンザニア国政府農業関連省庁局長で構成され、ASDP に係る政策、作業計画、予算等について協議し、調整委員会への提言を行う農業関連省庁局長委員会が設置されている。局長委員会の議長は農業省政策計画局長である。局長委員会の下には、ASDP の主要な 6 テーマ（農業サービス、県農業開発計画（DADP）計画策定・実施、モニタリング・評価、マーケティング、食料保障、灌漑）について関係者が一同に会し、ASDP の進捗を担う作業部会がそれぞれ設置されている。

なお、JICA はこうした ASDP の発展に中心的な役割を果たしてきている。また、現在は、モニタリング・評価（M&E）作業部会にはリードドナーとして、DADP 計画策定・実施作業部会には世界銀行とともにドナー代表として参加している。

3-3 農業セクターにおけるモニタリング・評価システムの現状

ASDP は 2006 年 7 月よりバスケット・ファンドを資金源として本格的に実施されているが、その進捗や成果を把握するモニタリング・評価の枠組みは明確には規定されていなかった。2006 年 5 月に策定された政府プログラム文書にはモニタリング・評価の概要が記されていたが、実際の制度として使用するには不十分であった。タンザニア国政府、ドナー双方とも ASDP の進捗を定量的に把握・評価する必要があることから、2006 年 12 月に ASDP M&E 作業部会がタンザニア国の農業関連 4 省庁及びドナーの参加を得て設置された。同作業部会は既存の ASDP 関連文書、各省のモニタリング指標等をレビューした上で、ASDP M&E 枠組み文書を 2007 年 6 月に策定した。同文書は同年 8 月の農業関連省庁局長委員会において承認された。同枠組文書に記された指標の内、すぐさまデータの収集に取り組むべきショートリスト指標を以下に記す。

表 ASDP M&E 枠組み文書におけるショートリスト指標

インパクト 指標	<ol style="list-style-type: none"> 1. GDP 成長率(農業セクター、畜産セクター) 2. 貧困ライン以下の人数の割合 3. 農産物の輸出額
アウトカム 指標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 食料自給率 2. 地方における平均消費支出額 3. 新しい、あるいは改善された農業生産技術を利用している農民の割合 4. 農業セクターにおける民間投資額 5. 農機具を用いている農民の割合 6. 全国農産物輸出に占める農産加工品の割合 7. 契約栽培に従事している小規模農民の割合 8. 地方政府一括交付金の追加的資金審査に合格した県政府の割合 9. 地方政府一括交付金のボーナス資金審査に合格した県政府の割合
アウトプット 指標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設あるいは改修された農業生産インフラの数 2. 建設あるいは改修された農業マーケティングインフラの数 3. 新技術の研修を受けた農業普及員の数 4. 農民向けに融資する農村金融機関の数 5. 農業マーケティングに関する規定および法律の数 6. 農作物の卸売・小売価格情報を収集する市場の数 7. 省庁間調整委員会会合の開催回数 8. 期限内に提出された四半期農業進捗報告書の割合 9. 県政府計画・財政委員会委員に占める女性の割合

3-4 地方行政制度の概要

(1) 地方行政制度の概要

タンザニア国は、本土 (Mainland) 及びザンジバル (Zanzibar) で構成される連合共和国であるが、ASDP が本土のみを対象としているため、本報告書では、本土における地方行政制度のみを取り扱う。

タンザニア国本土の行政構造は、上位から国 (Nation)、州 (Region)、県 (District)、郡 (Ward)、村 (Village) となっており、21 の州がさらに 133 の県に分かれている。県はさらに 2,400 郡に分かれ、さらに 10,045 の村及び 2,757 の Mtaa に分かれる。Mtaa とはスワヒリ語で Street の意味で、県庁所在地では、村の代わりに Mtaa という行政区もある。さらに、村は Kitongozi (Sub-Village or Hamlet) に分かれており、Kitongozi はタンザニア国本土で 57,137 存在するといわれている。

(2) タンザニア国における地方行政改革

タンザニア国政府は1996年にLocal Government Reform Agendaを発表し、その実施計画として策定された地方行政改革プログラム (Local Government Reform Program: LGRP) は1999年より実施に移されている。LGRPは、地方分権化の促進による国民のニーズに即した社会・経済サービスの実現を目指し、改革の主な柱として中央政府から地方自治体 (LGA) への大幅な財政・人事に係る権限委譲のための制度構築及びLGAの能力向上を掲げている。2005年から2008年にかけては、LGRPの中期計画である「Medium Term Plan and Budget July 2005- June2008」

に沿った改革が進められた。また、LGRPはタンザニア国政府予算とドナー資金からなるLGRPコモンバスケットファンド（CBF）を財源に推進され、CBFにより雇用されたコンサルタントチームがその実施・運営を担っている。2008年のプログラム終了後は、主管官庁である首相府地方自治庁（PMO-RALG）に移管されることになっている。

(3) 中央－地方関係

LGRP以前のタンザニア国における行政構造は、中央政府の出先機関である州（Region）事務所への権限分散化により、県（District）、郡（Ward）、村（Village）へのトップダウンによるサービス運営がセクター別を実施されてきた。これに対し、1999年に開始されたLGRP当初、効率的なサービス運営と住民へのアカウントビリティを目指し、県以下への大幅な権限移譲が目指され、州の役割は大幅に縮小された。しかしながら、こうした権限の縮小に対する州関係者の強い反発や州と県との連携不足が指摘されるようになり、2001年6月のタンザニア国政府とドナーによる合同評価においても、州の役割が再認識されたことにより、2002年の第2次LGRP以降、州の役割は県以下の自治体に対する助言や技術的な支援を行う行政機関として位置付けられている。

タンザニア国において、行政のほか議会を擁する地方自治体（LGA）は、県及び村レベルである。両自治体では、民選議員で構成された県議会（District Council）と村議会（Village Council）が設置されている。州と区はそれぞれ中央政府と県の下にある行政事務局的な単位となっている。区には県評議会の下部機関である区開発委員会が設置されている。

郡行政官（WEO）は県議会により任命され、村行政官（VEO）は村議会によって任命される。一方、県行政長官（DED）³、州知事及び県知事は大統領の任命である。

中央政府と地方政府の基本的な責務関係は主に地方自治法に規定されており、LGAは、基礎教育、保健、農業、地方給水、道路等、公共サービスの提供者として重要な機能を移譲されている。しかしながら、Villageレベルでは、村行政官（VEO）以外の、サービス運営にかかる技術官はDistrictより派遣されており、こうした技術官はVillage Councilへの説明責任を持たず、VEOとの連絡調整も不足している等の問題点も指摘されている。

(4) 地方自治体への開発交付金制度（LGCDG）

地方自治体への開発交付金については、2005年1月より、Local Government Capital Development Grant（LGCDG）が創設された。これは、同国の開発ビジョン（Tanzania Development Vision 2025）の目的に沿う形で開始された地方自治体へのバスケット・ファンドであり、地方自治体が行うインフラ整備及び住民への

³ 現在の県行政長官（DED）は、地方自治法の規定により大統領により任命されているが、Local Service Actでは県議会による任命と規定されており、現在、両法の整合性が図られている。今後、地方行政改革の流れに沿って県議会の任命に変更される見込みである。

サービスを提供するものである。出資は、1) 世銀の融資プログラム（Local Government Support Project、以下「LGSP」）による地方開発への支援資金、2) 他の合意したドナーの拠出によるコモンバスケットファンド資金、3) 政府予算からの地方への開発交付金を一本化したものである。

LGCDG は、1) 全自治体を対象とする、2) Formula-based approach、3) 自治体のパフォーマンスによる配分調整、4) 能力向上政策との関連の 4 点を特徴としており、特定セクターに限定することなく、地方自治体の裁量に基づき、柔軟に使用できる資金である。ただし、地方自治体の開発計画・予算策定プロセスに、開発セクターのニーズが適切に反映されるよう、用途を特定のセクターに限定した資金を、このシステムを使って県政府に流すことを可能としており、ASDP バスケット・ファンドの地方開発分（バスケット全体の 75%）も同システムを通じて県政府に提供されることとなっている。この他、2008 年現在において、水セクター開発プログラム（Water Sector Development Program, WSDP）及び都市開発・環境マネジメントに係る国家フレームワーク（National Framework for Urban Development and Environmental Management, UDEM）の資金も同様に、LGCDG システムを利用することとなっている。

3-5 案件実施体制の現状と課題

(1) 実施機関間の調整・情報共有

本プロジェクトは、以下に列記するように、関係機関が中央から末端に至るまで多岐にわたるが、タンザニア国政府の関係機関間の調整能力は押し並べて低いため、本案件の実施にあたっては、ASDP モニタリング・評価作業部会メンバー、並びに農業省政策・計画局関係者の調整業務を側面的に支援することにより、関係者間の情報共有がしっかりと行われるよう配慮する必要がある。

ア. 農業省、畜産開発省、産業・貿易・マーケティング省、水・灌漑省

農業・食料保障・協同組合省、畜産開発省、産業・貿易・マーケティング省は、各省独自の定期報告制度の合理化、調和化を図ることによって、ASDP モニタリング・評価枠組みの一部としての農業データ定期報告制度の構築に向け協働することとなっている。また、これらの省庁の内、本プロジェクトの実施プロセス全体の統括については、農業省が責任を負うことになっている。本案件においては、これら 4 省庁に加え、後述する機関も含めた組織間調整にきめ細かい配慮が求められる。調整にあたっては、実施に関する調整について一義的に責任を負う農業省の政策計画局（長）の役割は極めて重要であり、局長をはじめとした同局関係者との日常的なコミュニケーションを心がけ、その強い関与を引き出すことが重要である。

イ. 首相府地方自治庁

首相府地方自治庁は、地方自治体の円滑な事業実施のために、これらを監督するとともに、地方政府と中央省庁との調整を行う。同庁は、本プロジェクトに

において、モロゴロ・ドドマ州での農業データ定期報告制度の試験運用・巡回指導に関する指導・調整業務を担う。中でも、同庁地方政府局、セクター調整局、経営情報システム局の3局が本プロジェクトに深く関与することとなる。まず、地方政府局及びセクター調整局は、農業セクター関連省庁と県政府間の調整を行う。また、地方政府局は、県・郡・村関係者による農業データ定期報告制度案の試験運用の実施支援を行う。さらに、経営情報システム局は、既存の地方政府の計画策定・報告制度との整合性に配慮しつつ、データ収集・フィードバック制度の形成に中心的役割を果たす。

なお、これら3局の活動を支援するため、本案件の実施に当たっては、専門家1名を首相府地方自治庁の執務スペースに配置する予定にしている。当該団員の首相府地方自治庁内での活動にあたっては、関連省庁及び州・県政府との連絡・調整の支援を行うことはもちろん、3局内のコミュニケーション、情報共有が極めて不十分であるところ、これを促進するよう働きかける必要がある。

ウ. ASDP バスケット・ファンド運営委員会

ASDP バスケット・ファンド運営委員会 (ASDP Basket Steering Committee) は、ASDP バスケット・ファンド運用に係る監督機関として、ASDP の年間活動計画、予算案の精査を行い、四半期事業報告書及び四半期予算報告書の確認に基づいて、四半期毎の銀行口座 (Holding Account) からの資金拠出に係る意思決定を行う。また、プログラムの活動の全般的な進捗、実施機関のパフォーマンス、バスケット運営上の制約に関する議論を行い、バスケット運営に関する政策的方向性を決定する。同運営委員会は、省庁間調整委員会 (ICC) のメンバー及び財務省、計画・経済・能力開発省、ならびにバスケット資金に拠出を行っているドナー (日本国を含む) の代表によって構成される。

本プロジェクトでは、ASDP の制度的枠組みへの整合・調和の観点から、通常の機構の技術協力プロジェクトのために設置される合同調整委員会 (JCC) は設置せず、JCC の機能を同委員会が代替することとしている。従って、本案件に配置される専門家は、ASDP モニタリング・評価作業部会、ならびに右運営委員会メンバーである、農業セクタープログラム分野企画調査員を通じて、右運営委員会に対して活動の進捗・実績を報告することが求められる。

エ. ASDP モニタリング・評価作業部会

ASDP モニタリング・評価作業部会は、ASDP モニタリング・評価枠組みの運用化を推進する役割を担っている。また、同作業部会は本プロジェクトの活動に関する日々の業務を担当する。従って、同作業部会の政府メンバーは、本プロジェクトの中心的メンバーとなる。

オ. 州・県政府

モロゴロ州、ドドマ州の州政府及び同州内の2県は、本プロジェクトによって策定される農業データ定期データ報告制度の試験運用プロセスの推進を主導す

る。このプロセスにおいて、州政府及び県政府は、下位の地方行政体関係者を対象とした定期データ報告に係る研修プログラムのための技術支援を行うことが期待されている。なお、各レベルの地方行政官には、この技術支援の一環として、報告書内容の精査に基づく下位地方行政体関係者への日常的な指導・助言を行うことが期待されていることから、本案件の実施に当たっては、巡回指導を通じて、かかる指導・助言の好事例を見出し、巡回指導報告書の中で、関係者への指針として取りまとめることが求められる。

(2) ASDP モニタリング・評価作業部会の活動内容と支援の必要性

ASDP モニタリング・評価作業部会は、ASDP モニタリング・評価枠組み文書の行動計画（アクションプラン）として、以下の6項目を実施することが求められている。

- 1) モニタリング・評価フレームワークの全国に対する周知
- 2) ショートリストされた指標に係るベースライン調査
- 3) モニタリング・評価ガイドラインの作成
- 4) モニタリング・評価ガイドラインの普及
- 5) ASDP 事務局の報告書作成業務の支援
- 6) 農業定期データ報告制度の改善

この内、6)「農業定期データ報告制度の改善」を作業部会政府メンバーとともに実施することが、本案件の目指すところであるが、作業部会メンバーのモニタリング・評価に対する理解、ならびに、関係者間の連絡・調整能力が十分でないことから、他の活動に関しても、必要に応じて技術的見地からのアドバイス、ならびに連絡・調整の支援を行うことが求められる。

また、同作業部会は、国家統計局関係者の参加を得つつ、全国農業統計調査および全国パネル調査について、ASDP モニタリング・評価枠組みと整合させるべく、その計画策定に関与している。本プロジェクトで改善を目指す農業データ定期報告制度で収集される農業データと、右統計調査で収集するデータは、ASDP のモニタリング・評価のために、相互補完的に活用されることが期待されていることから、本案件への国家統計局の関与について積極的に求める必要がある。

3-6 農業データ報告制度の現状と課題

(1) 現地調査結果と制度策定上の留意点

今回調査では、調査団員を二つのグループに分け、それぞれモロゴロ州、ドドマ州において現地調査を行い、州政府、県政府、郡、村を訪問し、関係者に対し農業データ報告制度に関する聞き取りを行った。右調査の結果を以下に纏める。

- ・農業行政データとして収集されているものは、当該時期の主な農産活動、気候、普及員の活動状況、穀物別の作付面積（目標、実績、見込み）、畜種別の飼育状況、畜疫発生状況等、広範囲にわたる。このようなデータは、毎月村で収

集され、郡、県、州へとそれぞれ集約されていく。また、別途、県農業開発計画（DADP）、PADEP（世銀の農業プロジェクト）等の国家的農業プログラムの実施進捗が同様の流れで報告されている。

- ・行政データ収集の制度は、統一されておらず、中央省庁の部局の各々がそれぞれの目的で類似のデータ提出を地方自治体に依頼しているのが現状である。また、過去に収集依頼していたデータに関して、依頼取止めの連絡をしていないため、地方自治体レベルでは必要以上にさまざまなデータを提出している状況である。データ提出のスケジュールが共有されていないことにより、上位行政機関が求める締切りに下位行政機関はほとんど対応できていない。
- ・データ収集者である農業普及員は、移動手段・文具の欠落により、広大な担当区域の状況を十分に把握できていない。さらに、計測器具も無く、土地の測量もなされていないため、作成されるデータは慣習的な方法による推測であったり、目分量であったりしている。また、農業普及員が配置されていない村では全く統計情報が収集されていないため、上位行政が作成する郡・県のデータも多くの欠損を内包している。
- ・回答様式や、回答として求められていることへの理解が統一されていないため、回答者により報告の記載ぶりはまちまちであり、上位行政機関は多大な労力を費やして報告を取りまとめている。
- ・明らかな過誤が見つかった場合を除いて、提出されたデータに対する指導はほとんどなされておらず、また、客年との年間データの比較以上には活用されていないのが実情である。

これらの問題点を踏まえ、農業データ報告制度案策定に際して留意すべき点は以下の通り。

- ア. タンザニア国においては特に、制度（あるべき論）と運用（実際の業務）が乖離していることが多いため、現状把握においては、必ず実際の運用についても精査することが重要である。
- イ. 「全ての村に農業普及員が充足されていない」、「村レベルで取られる1次データに十分な精度を確保できないこと」を与件として、データの収集・集約の制度・方法を策定する必要がある。他方、農業データの特徴として、異常データの除去等に十分な時間は掛けられないため、数値を絶対値で活用するためには、中央政府レベルで必要なデータの較正を掛ける等の統計上の工夫も検討する必要がある。
- ウ. 分権化により計画の策定・実施権限が地方自治体に委譲されている現状に鑑み、実際のデータ収集書式においては、地方自治体での計画策定に結びつけるような質問形式を入れ込むことも検討に値する。例えば、FSQ（Early Monitoring Unit 作成の食糧保障関連の質問票）にあるように、昨年とのデータを比較を求める等の工夫が可能と思われる。

- エ. 村レベルで使用されるということ第一義的に考慮し、質問表はスワヒリ語で作成することが重要である。
- オ. データの収集方法、基準については、国家統計局（NBS）が基準を設定しているものもあるので、NBSの助言を得ていくことが必要。

(2) その他の検討課題

ア. 「行政サービス」分野協力隊員との連携可能性

本件協力の実施にあっては、県の役割が極めて重要である。また、実施の枠組みに中央省庁から村レベルが含まれ、様々な投入が必要となり、限られた日本人専門家のみで全ての課題に対応することは不可能である。

現在、青年海外協力隊の派遣分野となり、地方自治体の現職公務員の派遣を想定している「行政サービス」分野の協力隊員は、タンザニア国の行政機関に欠けている本来行政機関として持つべき、文書保存システム、作業フロー等の基本動作について、県に直接指導することが可能となり、本協力と連携することにより、農業データの県レベルの管理能力を側面支援することが期待でき、連携を検討すべきと思われる。

イ. 中期的な課題としてのデータの正確性向上への対処

現在の農産物生産量、作付面積の調査手法は、村の担当者が、現地を巡回する聞き取り調査であり、回答間違い、記憶違い等、起き易く、また、調査対象農家が固定されないおそれがある。本技協では、ASLMs 4省庁に跨る、農業データ報告制度の確立・運用に協力のスコープを限定するものの、中期的には、収集データの正確性の向上という課題に対処する必要がある。具体的には、本協力の後継案件の実施という可能性も含め、農作物毎に標本農家を設定し、定期的に面接調査を行うことやその標本農家における実測調査の導入を試みる等の、調査手法の改善への協力を検討することが望ましい。

また、前項の「行政サービス」隊員の活動内容として、調査手法の改善への取り組みを提案することも検討に値する。

第4章 評価結果

4-1 5項目評価

本案件は、以下の評価5項目による評価結果から協力実施の妥当性が高いと判断される。

(1) 妥当性

- ・本案件は、タンザニア国の「農業セクター開発プログラム（ASDP）」の目標（アウトカム）の達成を把握するために欠かすことのできない、モニタリング・評価制度の確立のために、右制度の重要な機能である「農業データ定期報告制度」の構築を支援するものであり、かつ、右制度の構築は、上位政策である NSGRP の達成状況をモニタリング・評価することにも役立つ。
- ・現在改定中の新国別援助計画において、農業セクターは最重点支援セクターとして位置付けられている。また、JICA は国別事業実施計画において、「農業・零細企業の振興」を援助重点分野とし、農業セクターの中心的ドナーの1つとして、ASDP の実施を支援する方針を掲げており、本案件はいずれの計画の方向性にも合致している。
- ・また、支援のアプローチとして、政策支援とプロジェクト支援との組み合わせによるフィールドでの実施を通じて得た課題を中央の政策支援業務に反映させるという、いわゆる「タンザニア・モデル」の実現に極めて有効な投入となる。また、我が国も拠出している ASDP バスケット・ファンドの有効性を実証的に確認する為にもモニタリング・評価制度整備の過程を通じて定期的に得られる正確な農業データが不可欠であることから、本技術協力の実施価値は高い。
- ・我が国は、2000年のセクターワイドアプローチ（SWAps）の開始以来、タンザニア国農業セクタープログラムの形成、実施のプロセスにおいて、農業関連ドナーの中で一貫して主導的役割を果たしており、これまでの協力の中で知見、ノウハウを蓄積している。特に、農業セクター担当企画調査員が ASDP モニタリング・評価作業部会のドナー側メンバーとして、「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」の作成に関与してきており、そこで得られた経験・情報を本技術協力で活かすことができる。また、欧米型の技術支援（TA）に一般的に見られるコンサルタントの集中投入による短期間の役務代替的支援では、本技術協力で予定しているような、長期間にわたる地道な取り組みによって先方政府関係者の能力向上を果たすことは困難であり、日本国型技術協力手法が有効であるといえる。
- ・モロゴロ州とドドマ州を「農業データ定期報告制度」案の試験運用対象地域とすることは、以下の理由により妥当であるといえる。第一に、両州は、これまでにドナーから受けてきた農業分野の援助の規模（量的・面的）において、対照をなす地域である。ダルエスサラームから近く、自然条件にも恵まれたモロゴロ州が、これまで最も多くのドナーの支援を受けてきた州であるのに対し、

ドドマ州は、最も農業開発分野の支援が少ない4州（本土21州中）の1つに数えられている。このような違いを持つ両州に対する支援を行うことにより、同様に被援助経験で大きなバラツキがある他の19州に対して全国展開を図る上で、貴重な教訓を得ることができるといえる。第二に、両州は本土各地からの交通の便に優れており、農業セクター関連省庁が地方行政官を対象とした研修やセミナーを開催するのにふさわしい地域であるため、本技術協力の終了後に全国展開をするうえで、モロゴロ州・ドドマ州は、非常に適したモデル・サイトになり得るといえる。

(2) 有効性

本技術協力は、以下の理由から有効性が見込まれる。

- ①県レベルでの農業データの計画策定へのフィードバックの有無、②農業データの中央レベルの「ユーザー」である担当官が、データ提出のタイミングとデータの質を「良好」と評価する、という2つの指標によって、県と中央それぞれのレベルでの報告制度の有用性を評価しつつ、③右制度の全国研修計画がASDPの年間活動計画に組み込まれることを、第3の指標として設定することによって、プロジェクト目標である「ASDPのモニタリング・評価制度の内、村から中央に至る農業データ定期報告制度が整備される」が明確に定義されている。
- プロジェクト目標の達成のためには、まず、省庁間で統合された制度案を策定すること（成果1）はもちろん、限られた地域において、制度運用担当者の能力強化を図りつつ（成果2）、試験運用を行うことによって制度改善を図る（成果3）ことが必要である。また、右制度の全国展開のためには、改善された「農業データ定期報告制度」と、その全国研修計画が「ASDPモニタリング・評価枠組み文書」に反映される（成果4）ことが不可欠である。さらに、活動の進捗・達成状況を随時、政府・ドナー関係者と共有し、理解を形成すること（成果5）によって、成果4の達成、さらには全国研修計画をASDPの年間活動計画に組み込むこと（プロジェクト目標指標の3番目）が可能となる。以上から、本プロジェクトは、目標を達成するために十分なアウトプットが計画されているといえる。
- DADP実施のために中央から県政府に対して配布される予算の一部を、モニタリング・評価活動に使用することが定められていることに加え、本技術協力の試験運用対象地域の選定にあたっては、県政府の予算措置の用意を含めた、試験運用参加への「意欲」を選定基準として設ける予定である。一方、村レベルの経常予算の増額の見込みは不透明であるが、本技術協力では、村レベル農業普及員の活動費用の制約を所与のものとして「農業データ定期報告制度」を設計する。以上から、外部条件「パイロット県・村が、農業データの収集・報告に必要な予算を計上、執行する」が満たされる可能性は高い。

(3) 効率性

本技術協力は、以下の理由から効率的な実施が見込まれる。

- 本技術協力がセクター全体に関係する課題に対応する必要があることから、実施機関を特定の省庁のみとすることは不可能であり、4つの農業セクター関連省庁の全てを実施機関としている。これに加え、中央、州、県、郡、村の5階層の関係者に対して制度の周知と実施のための技術指導を行うため、常に多大な調整業務が発生する。成果の達成に必要な計画された活動を実施していくためには、本計画における1年目に年間30人月、2、3年目に年間24人月という投入量は、妥当な投入量である。
- ガイドラインを策定し、対象地域において実証（試験運用）を行う本技術協力と類似の活動を含むJICAプロジェクトにおいて、長期専門家を2～3名程度、さらに複数の短期専門家が投入されているケースと比較し、上記の通り本技術協力が4省庁にまたがり、実施調整についてより困難度の高い枠組みにおいて実施されることを考慮すると、本技術協力は同種の協力との比較においてより効率的な投入を計画しているといえる。
- 本技術協力で供与を予定している機材は、専門家の活動に必要な農業省（ダルエスサラーム）と地方自治庁（ドドマ）に配置する車両（4WD）2台、両省、モロゴロ州、ドドマ州政府、4つの試験運用対象県に配置する基本的なオフィス機器類（PC、コピー機、プリンター等）が中心となる。また、試験運用対象県レベルでの活動に必要なオフィス機材、県が郡、村レベルの実施モニタリングを行う際に使用する車両等については、「県農業開発計画（DADP）」に対する能力育成用予算⁴を充当し、県政府に対する機材供与は最低限の投入に抑えるよう県政府と調整を行う。
- 本案件実施に先立ち、ASDP モニタリング・評価作業部会でのモニタリング・評価制度枠組み策定の過程において、既存の農業データ定期報告の実態を相当程度把握している。また、農業省、畜産開発省の政策・計画局の統計ユニットでは、それぞれの省の定期報告制度の見直し作業を進めており、これらの作業のアウトプットを効率的に活用することができる。よって、農業セクター関連省庁間で統合された「農業データ定期報告制度」案の確立を、案件立ち上げ後の約半年間で行うことは十分可能である。
- モロゴロ州、ドドマ州の州・県政府担当官、郡・村レベル農業普及員に対し、「農業データ定期報告制度」案に基づき、それぞれの階層に応じた研修カリキュラムの作成を行い、各行政レベルで求められる業務内容の習得を図る。特に農業普及員については、現在、タンザニア国政府が村レベルの空席（約11,000人）解消を目的とした大量の新規育成・採用、ならびに現職普及員の再教育を計画していることから、本技術協力が単独で研修を実施する場合と比較し、これら新規採用・現職普及員の研修計画の一部に、右カリキュラムを盛り込むこ

⁴ 県農業開発計画（DADP）向け予算の内、政府予算から配分される県の能力育成（人材、機材等を含む）に使用される予算。

とで、研修実施経費を抑制することが可能となるような研修制度を構築するべく、関係各省各局との調整を行う。

(4) インパクト

この案件のインパクトは以下のように予測できる。

- ・本技術協力で策定する「農業データ定期報告制度」の全国研修計画を、ASDP 年間活動計画へ組み込むことにより、全国展開に必要な経費を ASDP バスケット・ファンドから確保することが可能となることから、「農業データ定期報告制度」の活用が確実に全国に広まることが期待される。
- ・本技術協力で策定する「農業データ定期報告制度」では、末端から中央へのデータの「提供」のみならず、県や中央レベルでの計画策定プロセスに、収集したデータの分析結果を反映させる仕組みを構築することを目指している。この仕組みが機能することにより、県レベルでの農業開発事業の質の向上、中央レベルでは、ASDP の全体計画の改善が期待できる。
- ・さらに、ASDP モニタリング・評価作業部会において、国家統計局と調整を行いつつ、関連システムである「地方行政モニタリング・データベース (LGMD)」の改善を図ることにより、「農業データ定期報告制度」で収集されるデータを NSGRP の達成状況のモニタリング・評価に使用することが可能になると期待される。

(5) 自立発展性

以下の通り、本技術協力による効果は、相手国政府により協力終了後も継続されるものと見込まれる。

ア. 技術面

本技術協力は、各農業セクター関連省庁の既存の制度を整理・統合した「農業データ定期報告制度」の構築・定着を目指すものであり、高度な技術の移転を目指すものではない。ただし、右制度は、現在、地方自治庁により、地方政府改革プログラム (LGRP) の一環として導入が進められている LGMD の活用を想定しているため、試験運用対象県の担当職員には、必要に応じて LGMD 運用技術に係る研修を本技術協力の中で実施する。さらに、プロジェクト専門家より地方自治庁に働きかけつつ、地方行政分野企画調査員等を活用して LGRP の関係ドナー間の問題意識の醸成を図ることにより、右システムの全国展開を促進させることで、本技術協力で策定する「農業データ定期報告制度」の技術的自立発展性の確保が期待できる。

イ. 組織・制度面

本技術協力は、「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」の中のアクションプランの 1 つとして位置付けられ、策定する「農業データ定期報告制度」は、完成後、「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」の一部として位置付けられ、運

用される確度は非常に高い。また、本技術協力の実施担当者となる ASDP モニタリング・評価作業部会の政府側メンバーは、農業セクター関連省庁及び国家統計局のモニタリング・評価、統計、情報管理に関わる行政官から構成されており、彼らが下位の各行政機関への技術指導の中心となることを想定している。このように実施運営が制度的に担保されることにより、案件終了後も協力を通じた知見が、各省のモニタリング・評価関係担当者に残され、ASDP における制度が継続されていくことが十分に期待できる。

ウ. 財政面

現在、ASDP バスケット・ファンドに対しては、5つのドナー⁵が資金を投入している。初年度（2006/7年予算）は、IFAD と世銀が組織内の資金拠出手続きの遅延などにより、バスケット・ファンドへの資金投入が滞ったこともあり、計画が十分に進捗しなかったが、2年目にあたる 2007/8 年度は、年度当初からの円滑な実施が期待されている。今後、ASDP バスケット・ファンドに対する支援は、アイルランドが増額を表明し、日本国もこれまでの食糧増産援助（2KR）の見返り資金からの拠出から、ノンプロジェクト無償資金（貧困削減支援無償）からの拠出を検討（現在要請中）している。本技術協力で策定する「農業データ定期報告制度」の全国研修計画を、ASDP の年間活動計画へ組み込むことにより、全国展開に必要な予算を上記の ASDP バスケット・ファンドから確保することが可能であることから、高い財政的自立発展性が期待できる。

4-2 結論

ASDP の進捗及び効果を正しく把握する為には適正な M&E 制度が構築され、これが適切に運用されることが必要であるが、同制度の構築及び運用を担当する ASLMs 及び州・郡・村等地方政府に所属するタンザニア国側要員の経験・知識は十分ではなく、本技術協力において係る要員の能力開発を支援する妥当性は極めて高いと考えられる。

また、我が国も拠出している ASDP バスケット・ファンドの有効性を実証的に確認する為にも、M&E 制度実施過程を通じて定期的に得られる正確な農業データが不可欠であり、同データを得る目的においても適正な M&E 制度実現に貢献する本技術協力の実施価値は高い。

なお、M&E 制度において農業データの収集にあたる郡及び村の農業普及員数は担当村の数より少ない状況であり、またデータ収集に要する機材、予算等も不足している状況にある。本技術協力においては、タンザニア国全域で実施可能であることを前提とした M&E 制度の構築を図ることとなるところ、地方政府の実情に合った自立発展性のある制度設計実施に留意する必要がある。

中央政府の M&E 制度実施には、本技術協力要請機関である農業・食料保障・協同組合省のみならず、地方政府を管轄し、地方政府に対し農業データの作成を指示し、また、提出されたデータを取り纏める立場にある首相府地方自治庁（PMO-RALG）の役割が非常に重要であるところ、これら 2 省庁を核に他の 2 省も含めた ASLMs 間の

⁵ EU、IFAD、アイルランド国、日本国及び世銀

調整にも留意する必要がある。

他方、従来の M&E 制度では ASLMs の内、PMO-RALG を除く 3 省が独自に地方政府に対し農業データの提出を求めている場合が少なくなく、地方政府に過大な労力を強いるとともに行政コストの無駄も生じているところ、本技術協力により現行の M&E 制度を適正化することにより全国的な行政の効率化にも寄与することが可能である。

本技術協力は ASDP の一環として他のドナーと協調し実施するものであるところ、政府・ドナーの合同 M&E 作業部会を実施主体とし、ASDP バスケット・ファンド運営委員会及び他のセクター内協議機関との協働にも十分配慮しなければならない。

ASDP の適正なモニタリングと評価 (M&E) には、必要な農業行政データを収集・報告するために、郡・村の地方自治体職員、及びこれに協力する農民 (全国民の 80% を占める) による膨大な労力が必要となるが、農民の生活向上は、ASDP 事業が適切に管理され着実に進展することによりもたらされるものである。本技術協力は、農業データ報告制度の確立を通じて、ASDP の着実な進展に寄与するものであり、国民レベルの生活向上に直接資することを目指す人間の安全保障の観点からも本技術協力実施のインパクトは大きい。

付 属 資 料

1. 調査日程
2. 主要面談者一覧
3. モロゴロ州視察報告（収集報告書の和訳を含む）
4. 事前調査ミニッツ
5. 実施協議議事録

付属資料1. 調査日程

日数	月日	内容		
		総括	農業行政	調査企画
1	6/1(金)		移動(羽田→)	地方行政
2	6/2(土)		移動(→ダル)	移動(羽田→) 移動(→ダル)
3	6/3(日)			団内打合せ
4	6/4(月)	産業貿易マーケティング省(MITM)商品マーケティング局との協議 農業食糧保障協同組合省(MAFC)表敬、政策計画局との協議 開調「地方開発セクタープログラム策定支援調査2」との打合せ		
5	6/5(火)	首相府自治省(PMO-RALG)セクター調整局長との協議 ASDP-M&E作業部会出席 移動(→モロゴロ)		
6	6/6(水)	移動(モロゴロ→ドドマ) PMO-RALG人事・総務局長表敬 セクター調整局、経営情報システム(MIS)局との協議 地方行政局との協議 ドドマ州政府表敬		モロゴロ州政府農業担当官へのインタビュー モロゴロ州政府農業担当官へのインタビュー等 ムカンバニ郡事務所農業普及員等へのインタビュー フルウェ村庁舎でのインタビュー
7	6/7(木)	ドドマ州政府農業担当官へのインタビュー ドドマ県農業担当官等へのインタビュー ドドマ県内ブイギリ郡事務所農業普及員等へのインタビュー ブイギリ郡チャムウィノ村庁舎でのインタビュー、農村視察		ムヴォオメロ県政府農業担当官事務所へのインタビュー ムヴォオメロ郡事務所農業普及員等へのインタビュー ムヴォオメロ村庁舎でのインタビュー
8	6/8(金)	移動(→ダル)		移動(→ダル)
9	6/9(土)	団内打合せ(プロジェクト計画案修正に係る意見交換) 資料作成		
10	6/10(日)	プロジェクト計画案修正、M/M案作成		
11	6/11(月)	ASDP-M&E作業部会主要メンバーとのM/M協議 PRO-RALG次官表敬、M/M案説明 M/M案修正		
12	6/12(火)	畜産開発省政策計画局長へのM/M案説明 農業省政策・計画局とのM/M最終協議		
13	6/13(水)	M/M署名 在タンザニア日本国大使館報告 (農業行政団員)移動(ダルエスサラーム→)		
				バスケットドナー会議 バスケット運営委員会

主要面談者一覽

組 織	名 前	役 職
MITM	Mr. Mapenda A Mr. Mbuya Mr. Odilo Majengo Mr. Ezamo Maponda Ms. Jacqueline Maleko	Assistant Director, Marketing, Information & Promotion Principal Economist Ag. DCM AMPS ADNA
PMO-RALG	Ms. Maimuna Tarishi Mr. Richard Musingi Mr. Obadiah Mtei Mr. Victor Kategere Ms. Hellen Macha Mr. Emmanuel M. Mahinga Dr. Cyprian Mpemba Eng. Martin L. D. Kitilla	PS Director of Sector Coordination Ag. DLG PAO Assistant Director (HR) Information Technology Expert Monitoring & Eva Expert Ass. Director, Sector Cord. Div.
DODOMA RC	Ms. Elizabeth M. Lugeye Mr. Mwita H.Lema Mr. Samson N. Mniko Mr. Mohamedi M. Mohamed	AO-RAA RCA RLA RCO
DODOMA R DISTRICT	Ms. Elizabeth S. Kitundu Mr. Roble Matary Mr. Godfrey G. Mnyamale Mr. Marcel Mtei Mr. Mohamed O, Sume Dr. Nasoro A. Mopei Mr. Alois Mlwilo	DED DALDO - - Ag. DPLO DVO -
BUIGIRI WARD	Mr. Hiyana Makulo Mr. Beatus Marandu Mr. Mustafa Bhoke Mr. Stanley Mbalayi	WEO Forest Officer Community Development Village Chairman
MOROGORO REGION	Mr. Godfrey S. Ngaleya Mr. Walter R. Mgalula Mr. G. G. Haule Mr. Ndomba Ms. E. F. Minja Dr. E. S. Munuo	RAS Ag. RAS Regional Trade Officer Regional Planning Officer (RPO) RAA RLA
MOROGORO (R)	Mr. Ciry Kapinga Mr. Jeremiah Nassari Mr. I. L. Ishuza Mr. Renujo J. Mpagama Mr. Peter V. Nkala Mr. Joseph Mnyune Mr. Mbwambo A. Elieza Mr. William Joseph	Ag. DPLO DT DALDO Agricultural Officer (AO) DEO-DFT-(R) Principal Agricultural Field officer (PAFo) PAFo Agricultural Officer (AO)

	Ms. Evelyne Masangya Mr. Kiworoko	PAFo Ag. DED
MOROGORO DISTRICT (R) MKAMBARANI WARD	N. M. Kihulla Mr. Abdallah Sultan K.C. Mbwambo Mr. Saniel G. Mghamba	WEO Secretary – Social Projects (DADPs) Agricultural Field Officer (AFO) Chairman – PADEP Projects
MKAMBARANI WARD-FULWE VILLAGE	Mr. Selemani A. Mgwami Mr. Kirion John	Village Chairman VEO
MVOMERO DISTRICT	Mr. Mhando H. Senyagwa Mr. Bakari A. Kibao Ms. Amka K. Ngilangwa Mr. Dawson Kigalugaa Mr. Alex Ngerenza	DED DADPs Coordinator DPLO DCO Asst. DADPs Coordinator
BOTH MVOMERO WARD AND MVOMERO VILLAGE	Mr. Ibrahimu Shayo Mr. Frank Gumbo Mr. Said B. Kambona	WEO Village Chairman (VC) VEO
NBS	Mr. Said Aboud Mrs. Aldegunda Komba Mr. Lubii Gambamala	Dept. Head of Agr. Statistics Former Dept. Head of Afr. Statistics Senior Statistician

モロゴロ州現地視察報告

(含収集報告書和訳)

(1) 担当者：Mr. Da Silver Mlau, Statistician, DPP, MLD

小林 知樹、JICA アフリカ部

(2) 訪問先：

Morogoro 州-	RAS、RAA、RLA、RTA
Morogoro (R) 県-	Ag. DED/HRO、Ag.DPLO、DALDO、Livestock Advisor 他 6 名
Mvomero 県-	DED、DPLO、DALDO、DCO 他 2 名
Mkambarani 郡-	WEO、WAEO、WCDO 他 4 名
Mvomero 郡-	WEO、WAEO、WFO
Fulwe 村-	VEO、VAEO、CDO、PADEP Coordinator 他 2 名

(3) 現状：

Morogoro 州での、農業関連の恒常的な既存のデータ収集制度は 2 つである。1 つは、DADP の進捗・会計報告書、もう 1 つは、農業・畜産関連の基礎データ収集である。この他に、PADEP や ASSP 等の農業関連プロジェクトが存在する場合は、そのプロジェクトの報告があるが、ASDP がメインストリームされたことにより、個別のプロジェクトの報告書は今年度を以て DADP 報告書に吸収されるという認識¹である。

また、恒常的ではないが、農業関連で村レベルから収集されているデータとしては、乾季における食料不足報告書（毎週）、畜疫報告書（発生時）がある。

農業市場の調査は、特定の県（Morogoro の場合は、Morogoro (U)）に担当官が配置され、市況情報を直接 MITM に報告しており、これら情報は農業関連部局とは共有されていない。ただし、村レベルの市場情報は農業・畜産基礎データに含まれている。

1) 農業 (Crop)・畜産 (Livestock) 関連の基礎データ収集

記載すべき条項は共有されているようであるが、書式は規定されていない。最低限毎月村から県まで情報が上げられるべきという認識が共有されているが、どの段階で 4 半期報告書として取りまとめるかは、各担当者の恣意性に拠っている。

村レベルでは、Village Agricultural Extension Officer (VAEO) が農民グループあるいは Kitongozi、更に場合によっては 10 人組²を通じて、情報を収集している。市場の情報は村の市場において価格調査を行っている。また、一度にデータを収集することは難しいので、当該月中で訪問した農家・グループの現状について、記憶に頼って記載するのが通常である。また、VAEO が配置されていない村では、場合によっては Village Executive Officer (VEO) が代行する場合もあるが、次に述べる

¹ DALDO, Mvomero² CCM 一党支配時代の末端政党構造の名残。行政構造としては認知されていないが、与党 CCM の支持地域においては住民自治を担う構造として機能していることもある。

WARD レベルで推測によりデータを記入している。取りまとめられたデータは手書きされ郡 (Ward) に送られる。村レベルで写を保存しているかは確認できなかった。毎月第 1 金曜日に VAEO を中心として会合を開き、データ収集作業の確認を行っている Fulwe 村の好例も観察されたが、こうした努力は一般的ではない。

村レベルで収集された報告書は、Ward レベルで WAEO (Ward Agricultural Extension Officer) が取りまとめる。村レベルから毎月定時に情報が上がってこないこともあり、取りまとめの段階で推定値が盛り込まれる。WAEO がまとめた報告書 (資料 A) は、写を Divisional Secretary、District Council にそれぞれ一部ずつ送付し、また、月例報告書に加えて、四半期報告書も作成している Ward もあった (Mkambarani)。この場合は、村に改めてデータ提出を求めず、Ward の月例報告書を基に作成しているとのことである。

District では、Ward から提出のあった月例報告書を基に、District Agriculture and Livestock Development Officer (DALDO) が農業及び畜産関連のそれぞれの報告書 (資料 B) を作成する。District では、この資料を地方自治庁 (PMO-RALG)、州 (Regional Secretariat) に加えて、農業関連データを農業食料協同組合省 (MAFC)、畜産関連データを畜産開発省 (MLD) にそれぞれ送付する。

Morogoro Region では、受け取った農業関連の報告書を州の報告書としてまとめ、それを地方自治庁、MAFC 及び域内の District にそれぞれ送付している。一方で、畜産のデータに関しては、州として取りまとめることはしていない。

2) DADP (農業プロジェクト進捗・会計) 報告書

DADP のプロジェクトの進捗・会計報告では、地域の NGO によるプロジェクト等も含めて、域内の農業活動全てが報告されることになっているが、実際には DADG や ASPS、PADEP 等の国レベルのプログラムから資金が供給されているプロジェクトのみ捕捉されているのが実情である。プロジェクトの情報は、村レベルで取りまとめられ、WARD、District、Region の順に上位行政構造に集約されていくのは、基礎データの流れと同じである。異なるのは、技官同士のための情報伝達ではなく、各行政レベルの意思決定機関 (村では Village Council、Ward では Ward Development Council、District では District Council) での承認を受ける必要がある。その一方で、上位行政機関から定時の報告書の提出を求められるため、多くの場合上位機関への報告書の提出と、意思決定機関への付議は同時に行われる、場合によっては上位行政機関への報告が先行して実施される。

3) その他の定期的なデータ収集

a. Foodshortage 報告書 (資料 C)

乾季が始まる 9 月以降、次の収穫期まで週ごとに Ward レベルからの報告に基づき、District が取りまとめる。この報告書は、District から MAFC に直接送付されている。

b. Early Warning 報告書（資料 D）

MAFC の Monitoring and Early Warning Unit が、統一された書式を村レベルまで配布し、データを収集している。

4) その他のデータ収集

a. 畜疫報告書

畜疫に関する情報は、畜産関連基礎データにも含まれるが、治療を要する畜疫に関しては Ward レベルで Ward の Veterinary Center に情報提供され、ゾーンの Veterinary Center、国立 Veterinary Center（Temeke, DSM）に情報集約がなされる。

b. 市場情報

前述の通り、市場情報は特定の District に配置された担当官が直接 MITM に情報を送付しているため、州にはデータが存在しない。そのため、Morogoro では、州の Regional Trade Advisor が独自の質問表（資料 E）を作成し、四半期毎に県から情報を収集している。

(4) データの活用

各レベルでデータの活用状況について訪ねたところ、押しなべて計画策定や、昨年のデータとの比較に用いるとの回答であった。同行した Mr. Mlau も同様の回答をしており、データを用いて計画を策定するという意識はあると思われる。

(5) データ収集に関する問題認識

聴き取りの中で、関係者が持っている問題認識は、以下の通り（順不同）。

- 定時の報告よりも、要人訪問を受けるときに緊急に報告を上げる必要があり、この方が重要視される（Districts）。
- 要人訪問等でアドホックな問合せが多いので、中央省庁のどこかに情報センターを作って、情報の集約を図るべき（Morogoro（R））。
- Uhuru Torch 等の国家行事が行われる地域では、WAEO もその業務に拘束され、通常業務ができなくなる（Mvomero D）。
- 軒先価格が把握されない（RAS）。
- 計器が無いために、面積、重量等の情報が目分量である（RAS）。
- 収集しているデータの数が少ない（Mvomero-W、Region）。
- 上がってくる報告書の Hand-writing が読めない（Mkambarani）。
- ASDP の中では M&E 用の予算が少なく（DADG の 6%）、サイト訪問が十分にできない（Morogoro（R））。
- 報告作成のための文具を自費で購入している（Mvomero W）。
- 定期的な報告が締め切り通りに上がってこない、上がってきても過誤が多い（Region, Districts）。
- VAEO のオフィスが村の真ん中になく、全領域をカバーすることができない。例えば、自宅から村の端まで 9km もあり、行き帰りだけで一日かかる

(Fulwe)。

- NGO、CBO 等の農業活動が分からない (Fulwe)。
- 月例報告に関する明確な作業指示が与えられていない (Morogoro (R))。
- 教育は農耕と畜産が分かれているのに、行政官の職務としては同時にこなさなければいけないので、必ずどちらかの専門性が掛けているという状況になっている。

(6) システムの現状と問題点

PlanRep2 及び LGMD は、DPLO オフィスの 1 つの PC にインストールされているが、訪問した 2 県では、PlanRep2 の計画策定機能以外は活用されていない。したがって、州レベルでも活用されていない。

DPLO オフィスでは、全てのシステムが 1 つの PC に集中していること、利用できるスタッフが少ない (PlanRep2 について 8 名³、LGMD について 5 名がそれぞれ研修を受けた) ため、データ入力に時間がかかる。例えば、Morogoro (R) では農業関連の計画を入力するだけで 2 週間を要した。こうした時間と労力を要しても、PlanRep2 を活用した理由は財務省からの指示があったためであり、PlanRep2 の他の機能・LGMD については活用のインセンティブが無い。

³ PMO-RALG/LGRP の資金で研修を受けた 5 名に加えて、今般保健省から 3 名配置された。

資料 A

郡行政事務所

農業・畜産局

私書箱 1880

モロゴロ

2007年5月1日

農業・食糧・協同組合担当官

私書箱 747 ムカンバラニ郡行政官の承認 (01.05.2007)

モロゴロ

件名：農業/畜産開発報告書

2007年4月 ムカンバラニ郡

要約：

2007年4月に実施された活動

- 食糧作物の作付
- 剪定
- 農薬散布
- 作物特にゴマと綿花の集荷
- 鶏へのワクチン
- 家畜の薬浴
- 家畜小屋の修繕

気候：日差しはきつく、曇は少ない。4月2日に少数の区域で、10日から11日にかけて山間部の3村で、14日から15日にかけて郡内全域で降雨があった。これ以降は、気温は高く、晴れ及び風であった。

スタッフ：全員仕事をしていた。

病人：Ms. Ngaile⁴が足を患った。

休暇：無し

セミナー：無し

就学：Mr.Cguwange-DODOMA-IPRD

-----原文改頁-----

食糧事情

食糧事情は平均的である。小雨季においては食糧の収穫は少ない。

⁴ 訳注：スタッフの1人と思われる

食糧価格

メイズ	バケツ 1 杯@2500-3000/-
ミレット	バケツ 1 杯@4000/=
コメ	kg@800-850/=
センベ ⁵	kg@300-400/=
豆	@800/=
小麦	kg@650/=
小豆	kg@700/=
菜っ葉	一山@00-150/=
バナナ (一房)	900-1000/=
バナナ (一本)	Sh 50 /=

大規模農地での作物の状況

2 週間雨が降っていないため、作物の状況は良くない。5 月第 1 週に雨が降りさえすれば、収穫はまずまずになるだろう。今は雨を願うばかりである。いくつか⁶は乾燥が始まっている。

ネズミの害は減少した。

灌漑農業：無し

牛耕：無し

トラクター耕作：64ha が耕され、作物が植えられた。

土壌保全：

在来樹木及び果樹を 2,370 本植えた。貯水池も増えた。適切な水利用のために、Mchaichai⁷ が植えられた。

菜園での農業

Kizinga 村で 2.2ha の土地にトマトが、3.5ha にオクラが植えられた。これらはダルエスサラームに売られる。

-----原文改頁-----

害獣・害虫

ネズミ、ノバト、豚、ハイラックスが作物に害を与える。

また、ゴマと綿花がさまざまな虫の害を受けている。

観察された動物の種類

⁵ 訳注：標準的なウガリ用のメイズの粉

⁶ 訳注：おそらく“いくつかの作物”の意

⁷ 訳注：Mchaichai はレモングラス、あるいは茶の木の意味（同音異義語）

村	水牛	豚	ハイラックス	ホロホロチョウ	ネズミ
Mkambarani		1	3		
Kizinga	1	2	7	23	340
Pangawe			2		
Mkono wa mara					
合計	1	3	12	23	340

農業投入財

殺虫剤、小豆、ゴマ、綿花の種苗がモロゴロ市で入手可能

FFS⁸ (農場学校)

Mkambarani 村では FFS のグループが 2 つあり畜産の研修を、Kizinga 村では 1 グループが Crop に関する研修を受けている。Pangawe にも 1 つある。Mkono wa Mara 村では、雨が少なくなったので、グループは解散した。

開発プロジェクト

世界銀行 – Mkambarani での水プロジェクト – まだ開始されず

TASAF – 域内で始まった村はない。

FFS – 継続中

-----原文改頁-----

来客：Mr. Pangapanga – Kilimo (W) Mogion, Msovi 私書箱 747

農場訪問

Div	Ward	Village	C.F				N.C,F				Groups			
			1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
Mikese	Mkambarani	Mkambarani	18	22	15	15	20	26	19	12				
		Pangawe	8	5	6	3	12	10	9	7	2	2	0	2
		Kizinga	15	14	20	11	15	16	15	12			1	
		Mkono wa mara	15	10	6	5	12	20	15	12				
		合計	46	51	47	34	59	72	88	43	2	2	1	2

⁸ 訳注：Farmers' Field School か？

畜産活動

村	ワクチン		薬浴				虫下し				去勢				畜舎建設			
	N C D	狂 犬 病	牛	ヤ ギ	羊	豚	牛	ヤ ギ	羊	豚	牛	ヤ ギ	羊	豚	牛	ヤ ギ	羊	豚
Mkambarani			95	108	61					1					2	3		4
Pangawe			9	50			5	10		10					1	3		5
Kizinga			6				6	12		6					1			
Mkono wa Mara			2,691	39			72			8					1	1	1	
合計			2,801	197	61		83	22		25				5	7	1	9	

-----原文改頁-----

農業計画の進捗 2006/2007年4月

Div.	Ward	Village	世帯	人口	労働人口	作物	耕作目標 (Ha)	耕作地	作付面積		除草	問題点
									新規	継続		
Mikese	Mkambarani	Mkambarani	344	2,781	710	メイズ	1,065	640	400	240	570	雨がとても少ない
						ミレット	300	4	4	4	4	
						キャッサバ	410	69	69		69	
						ゴマ	300	34	23	11	34	
						ヒマワリ	20	22	22		22	
						綿花	30	6	6		6	
						小豆	355					
		Pangawe	401	2,704	727	メイズ	585	435	348	87	348	
						キャッサバ	291	145	108	37	108	
						ゴマ	291	70	50	20	50	
						小豆	291	218	148	70	130	
						綿花						
		Kizinga	359	1,721	566	メイズ	524	375	345	5	286	
						ミレット	315	50	12	2	46	
	キャッサバ					412	49	35		45		
	ゴマ					324	150	98	3	98		
	小豆					56	12	9	3	12		
	綿花					40						
	Mkono wa Mara	356	1,033	350	メイズ	200	150	100	50	150		
					ミレット	150	130	60	70	125		
					キャッサバ	130	25	20	5	25		
ゴマ					130	40	25	15	22			
小豆					70	30	25	5	20			
緑豆					50	50	35	15	30			
カシューナッツ	10											
		4	1,459	7,239	2,353		6,246	2,760	1,764	996	1,990	

特記事項（大農場）

1. Ngerengere Farm Company

計画：500 エーカー

耕作実績：500 エーカー

作付実績：メイズ 350 エーカー

ミレット 50 エーカー

ヒマワリ 40 エーカー

大豆 3.5 エーカー

その他園芸作物

Mkono wa Mara 村にある。

2. Zabu Enterprises Ltd.

計画：574 エーカー

耕作実績：95 エーカー

メイズ、スイカ

3. Scott Enterprises – Mkono wa Mara

計画：600 エーカー

耕作実績：95 エーカー

作付面積：ミレット 19

綿花 24

メイズ 4

4. Malaika Bacho

計画：45 エーカー

耕作実績：45 エーカー - メイズとスイカ

5. Mkonge Highland Estate – Pangawe

計画 3,702ha

作付実績 1,630ha

農民に対する教育

- － 環境教育 － 植林
- － 食糧価格の低迷と農薬散布

- － Water Harvesting
- － RVF 病の危険性

問題 ー 業務実施 ー 村農業普及員及び郡農業普及員
写 A. Basil
通信担当者 農業/畜産

タンザニア連合共和国
モロゴロ (R) 県役場

電話番号 023-3185
FAX 023-3185

モロゴロ (R) 行政長官事務所
農業・畜産局
私書箱モロゴロ 747 号
2007 年 4 月 20 日

文書番号： A/MR/MD/11

県行政長官
私書箱モロゴロ 1880 号

件名：Morogoro (R) 県における 2007 年 3 月の農業開発報告

要約：

当該期間実施された作業は次の通り。

- 農地の準備
- 食糧作物、換金作物の作付け
- 作物の剪定
- 小雨季に育てられた作物の収穫
- 果樹の植樹

天候：

日照は平均的であった。大雨季の降水は継続的に多くの地域で確保され、農民はメイズ、小豆、ヒマワリ、綿花等の作物を植えることができている。

降水量：

気候観測所からの統計データの提供は無い。

食糧事情：

県内の全区域で食糧事情は良好であり、県内で入手可能な食糧で住民は充足している。小雨季の耕作による収穫は充分であり、以前 Mkono wa Mara 村で起こったような食糧不足に対する心配は、払拭されている。

-----原文改頁-----

市場で購入可能な食糧の価格は次の通り

種別	単位	価格
メイズ	バケツ一杯	2500-3000/=
ミレット	バケツ一杯	2500-3500/=
コメ	キロ	750-900/=
豆	キロ	700-900/=
センベ	キロ	380-400/=
バナナ	一房	600-700/=
小豆		1500-3500/=
キャッサバ	一山	200-500/=

スタッフ：

スタッフは全員、それぞれの職場で仕事をしていた。

休暇：

休暇をとったスタッフはいない。

スタッフの資格：

農業・畜産局は 68 名のスタッフを抱えており、それぞれは次の通りの資格を有している。

農業部門

資格	数
PAO	1
AO	2
PAFO	22
PAGRO TECH	5
FAFO II	8
SAFO	9
AFO II	2
AFO I	1
合計	50

畜産部門

資格	数
PVO I	1
PLO I	1
LO II	1
PLFO I	12
PLFO II	1
SLFO I	1
合計	18

研修

以下の表の通り、スタッフがさまざまな長期研修に参加している。

番号	名 前	機関（研修先）
1	Mayabu	SUA
2	J.Mlaki	SUA
3	C. Sambala	Mzumbe
4	B. Kiwanga	Dodoma
5	George Kinimba	Ilonga
6	Leonard Kimaro	Ilonga
7	Martin Kingazi	Uyole
8	Twaha Balali	LITI Morogoro

2006/2007 の生産計画実施状況

生産計画の実施は良好である。ほぼ全区域で大雨季の降水が充分であったため、農民は作物の作付けを継続し、また、農地の耕作準備も終わりつつある。

作物の状況

作物の状況は、総じて満足のいくものである。作物は作付け時期に応じて、成長のさまざまな段階にある。

稲：陸稲は 50%程度が開花しており、他の 50%は出穂している。

—水稲の状況は次の通り

- (i) 作付 20%
- (ii) 生育期 40%
- (iii) 開花及び出穂 40%

メイズ：出芽 10%
生育 55%
開花 10%
収穫 5%

ミレット：生育過程

キャッサバ：出芽過程
生育過程

バナナ：生育過程

豆：生育過程

綿花：出芽・生育

3月末までの生産目標の達成状況は次の表の通り。

作目	耕作目標 (ha)	生産目標	耕作実施 (ha)	備考
メイズ	39,429	70,973	11654	
稲	20,588	51,469	7084	
ミレット	19,041	28,562	1549	
キャッサバ	14,603	43,828	7093	
豆	19,072	11,443	412	
小豆	1,381	416	759	
ハトマメ	833	443	-	
バナナ	3,900	97,500	2373	
ヤム芋	3,600	44,136	217	
綿花	1,269	3,738	137	
コーヒー	1,916	942	247	
ゴマ	832	470	4496	
ヒマワリ	603	961	62	
カシューナッツ	1,000	506	60	
丁子	150	1,350	141	

注：いくつかの作目については、農耕活動が継続されている。

種類	配布された量 (t)	県内に配布した量	備考
肥料			当県農村部には店が無い ため、農民は都市部 において農業投入財を 購入している
尿素	300	15	
DAP	50	-	
CAN	20	-	
TSP	10	-	
NKP	10	-	
種苗			
メイズ	20		
STUKA		1.2	

害獣・害虫

この季節、もっとも大きな問題はネズミである。ネズミは、農地で実った穀物を食べる他、撒かれた種も掘り出し、作付密度を減少させてしまう。害を削減するために、いくつかの村では殺鼠剤が供給されている。

-----原文改頁-----

- Mkambarani 郡では、103 人の農民が殺鼠剤の供給を受け、203 エーカーの農地のために使用された。
- Mikese 郡の Gwata 村、Kinonko 村でも、殺鼠剤の供給を受けた。

ネズミ害は Kidugalo 郡で大きく、食害が 95%にも達すると推測されている。また、ネズミ以外にも、ホロホロチョウの一種が同種の害をもたらしている。

文責： Morogoro (R) 県農業局員を代表して、 E, Masangya

c.c. Morogoro District Commissioner

Morogoro (U) 農業アドバイザー

Morogoro (R) 県治安局

タンザニア連合共和国
モロゴロ (R) 県役場

電話番号 023-3185
FAX 023-3185

モロゴロ (R) 行政長官事務所
農業・畜産局
私書箱モロゴロ 747 号
2007 年 3 月 5 日

文書番号：無し
県行政長官
私書箱モロゴロ 1880 号

件名：Morogoro (R) 県における 2007 年 2 月の畜産開発報告

1. 要約：

当該期間実施された作業は、次の通り。

- 治療と予防
- 飼育技術に関する助言
- 肉の検査
- 家畜の感染症発生に関する調査

2. 天候：

県の多くの地域で雨が降り始めた。

3. 飼料と水の状況：

継続的な降雨により、飼料作物と水の状況はよい。

4. 家畜の状況：

家畜の状態は良い。ただし、近隣である Mvomero 県でリフトバレー熱 (RVF) に関する警告が出されている。本疾患の感染予防に関して啓蒙するとともに、家畜の競り市を休止し、また、村々にいる専門家により屠殺の前後に検査を行うことで、安全を確認している。Dr. F.Silayo による文書 2007 年 2 月 15 日付 MYMG/1534 号によって、競り市休止が宣言され、文書の写が政府職員全てに配布された。

5. スタッフ：

スタッフの異動は無かった。

-----原文改頁-----

6. 獣疫

疫種	場所	家畜	件数	感染数	施療数	回復数	死亡数	予防	薬
NCD	Bwakira	鶏						530	Lasota
Ndigana Baridi	Kongwa	牛	15	32	32	32			OXY10%
	Kidugalo	牛	1	15	15	15			OXY10%
	K/Stand	牛	1	1	1	1			OXY10%
	M/Mara	牛	5	5	5	5			OXY10%
寄生虫	Bwakira	ヤギ		24	24	24			Levamisole
	Mngazi	羊		15	15	15			Lavamizole
	Mngazi	鶏		259	259	259			Lavamizole
	Mngazi	豚		98	98	98			Ivemetrin
	Mngazi	ヤギ		71	71	71			Ascarix
	Kongwa	ヤギ	10	56		56			Lavamizole
Mastitis	M/Mara	牛	6	6	6	6			Streptopen
狂犬病	Mngazi	犬					26		Rabisin
Nagana	Kindugalo	牛		20	20	20			Bernel
ECF	KPF	牛	2	2	2	2			Terip
	K/Stand	牛	3	1	1	1			DTC
	Kongwa	牛	3	8	8	8			Builatex
	Kidugalo	牛		25	25	25			OXY Tetra DTC
Preunia	Gwata	ヤギ	3	3	3	2	1		OTC
Scours	M/Mara	牛	7	7	7	7			Sulphur
Footrot	Kongwa	ヤギ	8	29	28	28			OTC 10%
睡眠病	Kongwa	牛	18	72	72	72		72	Trypadin

畜産の製品

牛乳

No.	場所	数	搾乳され た数	ℓ/日	価値
1	Mkuyuni	11	2	8	3,200/=
2	Mwarazi	21	4	14	5,600/=
3	Kibwaya	2	1	2	800/=
4	KPF Mkambarani		65	365	120,408.9
5	Fulwe	10	3	18	5,400
6	Gwata	18	6	27	814,285

革製品

場所	牛	ヤギ/羊
Mkuyuni	8	10
Fulwe	2	
Mikese	1	
合計	11	10

-----原文改頁-----

衛生と肉の検査

検査所	牛	ヤギ/羊	豚
Mngazi			4
Sesenga			2
Mkuyuni	8	10	
Fulwe	2		
Mikese	1		
	11	10	6

観察：

NGOであるMOROTEAがMkambaraniの老人たちに普及させたヤギは、飼育方法の理解不足、薬を買う資金不足から、多数が死亡した。

県政府はMOROTEAと会合を開き、これ以上死亡するヤギを増やさないために、ヤギの飼育に関する研修の共同戦略を策定する予定である。

卵

場所	数	ダース
Fulwe	151	4
Gwata	66	2

ダニの除去

No	場所	牛	ヤギ	羊	豚	犬	薬品
1	Mkuyuni	11	17				
2	Kibwaya	2	4				
3	Mfumbwe		4				
4	Lukolole	2	6				
5	Changa		3				
6	Mwarazi	21					

競り市の活動状況

競り市はリフトバレー熱により、休止している。

Morogoro (R) 県農業・畜産局員を代表して、 Mnyune J.J.

c.c. Morogoro (U) 畜産アドバイザー

資料 C

表 1 (WRS-1)
 月中と月末における食糧生産目標進捗
 日付 2007年4月27日

州 モロゴロ

県 モロゴロ (R)

県内で生産している食糧作物別に、下記の表に数値を記入してください。

作目	目標		実施		説明
	面積 (ha)	生産量 (t)	面積 (ha)	生産量 (t)	
メイズ	39,429	70,973	11,654	20,977.2	目標が達成されていない場合、理由を記述せよ 費用がかかるため、農地の整備が遅れた。また、大雨季の降雨開始が遅れた。
稲	20,588	51,469	7,084	14,168	
ミレット	19,041	28,562	1,549	1,858.8	
ソルガム					
粟					
小麦					
バナナ	3,900	97,500	2,373	23,730	
キャッサバ	14,603	43,829	7,093	21,279	
甘藷					
馬鈴薯					
豆	19,072	11,443	412	329.6	
その他の穀物 (記述):	1,381	416	759	607.2	

表 2 (WRS-2)

月中と月末における食糧生産目標進捗

日付 2007年4月27日

州 モロゴロ

県 モロゴロ (R)

Division の数 : 6 郡の数 : 25 村の数 : 133

県内で生産している食糧作物別に、下記の表に数値を記入してください。

作目	農地における作物の生育状況	その状況になった割合	早魃の影響(あれば) *	早魃の影響を受けた Division *	早魃の影響を受けた郡 *	早魃の影響を受けた村 *
メイズ	開花	50				
	生育	40				
	発芽	10				
稲	生育	70				
	開花	30				
	生育	100				
食糧事情の期待値 : 十分、余剰、不足?	-----→	十分	もし、食糧不足を予測される場合、その理由を挙げよ	-----→		

* もし、県が洪水の影響を受ける場合も、この欄にその害を記載せよ

** 月末報告書には、影響を受ける Division、郡、村のリストを必ず添付せよ。

表 3 (WRS-3)

日付 2007年4月27日 (木曜日) で終わる1週間の穀物と野菜への害 -

州 モロゴロ (R)

州 モロゴロ

Division	郡	村	害	害を受けた作物	使用された技術/ 薬品	技術/薬品の効果	害 (%)
Mikese	Mikese		ネズミ	メイズ	毒 (殺鼠剤)	効果あり	40
	Mkambarani		ネズミ	—	“	効果あり	
Ngerengere	Tumingwo		ネズミ		“	“	
					“	“	
Mvuha	Mvuha		ネズミ				
Bwakile	Bwakile		ネズミ		“		
	Mugazi		ネズミ				
	Kisaki		ネズミ				
Matombo	Kisemu		ネズミ				
	Mtombozi		ネズミ				

表 4 (WRS-4)

日付 2007年4月27日 (木曜日) で終わる一週間の食糧の入手可能性 -

州 モロゴロ (R)

県 モロゴロ (R)

県内で食べられている食糧作物別に、下記の表に数値を記入してください。

No.	食品	市場での購入可能性	入手できる場所		kg 当たりの最低価格	kg 当たりの最高価格	業者の所蔵量 (t)
			県内	県外			
1	メイズ	可	V		138	194	
2	コメ	—”—	V		800	900	
3	小麦	—”—		V	400		
4	ミレット	—”—	V		166	194	
5	ソルガム						
6	粟						
7	乾燥キヤッサバ	可	V		200	300	
8	キヤッサバ	—”—	V		200	500	
9	サツマイモ	可	V	V	200	500	
10	ジャガイモ	可		V	300	350	
11	バナナ	可	V		1,500	4,000	
12	豆	可	V		700	900	
13	他の穀物	可	V		600	700	

表 5 (WRS-5)

日付 2007年4月27日 (木曜日) で終わる一週間の降雨状況

州 モロゴロ

県 モロゴロ (R)

県内の郡毎に、降水量とともに、その量を評価し、下記の表に記入してください。

Division	郡	降水量	評価 (過多、適量、過少)	降雨日
Mkuyuni	Mkuyuni		適量	
Matombo	Kisemu		適量	
	Taliza			

タンザニア穀物生産モニタリング早期警報ユニット

タンザニア農業食糧組合省

小雨季

FSQ1
2006/7 年の収穫予想のための質問票

本質問票は 2007 年 3 月 15 日までに本部に返送すること

1. 回答者
州 Morogoro 県 Morogoro (U) 郡 Nazimbu 村 Mindu
月 3月
2. 村の世帯と栽培作物
2.1 村の全世帯数 500 2.2 村の農業家計数 500
2.3 生産している食用作物 (重要な順に)
1. メイズ 2. 稲 3. ミレット 4. キャッサバ
5. _____ 6. _____ 7. _____ 8. _____ 9. _____
2.4 生産している換金作物 (重要な順に)
1. ゴマ 2. _____ 3. _____
3. 家畜、飼料作物、水の状況評価
3.1 村で飼育されている家畜の種類
(例: 牛、羊、ヤギ、豚、鶏、アヒル)
1. 牛 2. 鶏 3. ヤギ
3.2 家畜、飼料、水の状況 1.良好 2.平均 3.不良 4.最悪 [適切なものを下の箱に記入]
家畜 良好 飼料 良好 水 平均
4. 収入
村での主な収入源を列挙せよ (例: メイズの耕作と販売、小魚の漁と販売、ヤギの飼育と販売、小作料)
(i) メイズの生産と販売
(ii) 魚の漁と販売
(iii) 鶏の飼育と販売
5. 食糧事情の評価
5.1 入手可能な主な食糧 (例: メイズが村⁹、市場/店、あるいは村外で入手可能)
- | | 1 | 2 | 3 |
|---------|-----|----|-------|
| 種別 | メイズ | コメ | キャッサバ |
| 入手可能な場所 | 村 | 店 | 村 |
- 5.2 恒常的な村の食糧事情 1.不足 2.適量 3.余剰 [適切なものを選べ] 2
5.3 この季節の村の食糧事情 1.不足 2.適量 3.余剰 [適切なものを選べ] 2
5.4 食糧が不足した場合、とりうる戦略を選べ (該当するものに V をつけよ)
- | | | | |
|-----------------|--------------------------|----------------|-------------------------------------|
| 1. 換金作物の販売 | <input type="checkbox"/> | 2. 食用作物の購入 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 3. 家畜の販売 | <input type="checkbox"/> | 4. 日雇い業務 (農業) | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 5. 食用作物の食外利用の禁止 | <input type="checkbox"/> | 6. 日雇い業務 (非農業) | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 7. 他の手段 | [記述せよ] _____ | | |

本質問票は 2007 年 3 月 15 日までに本部に返送すること

本質問票は 2007 年 3 月 15 日までに本部に返送すること

⁹ 訳注: 自給の意

6. 食糧作物の耕作面積の評価

- 1 列目：耕作面積の評価及び収穫予想に重要な作物が記載されている
- 2 列目：実際に作付けが始まった月を数字で記入せよ。当該作物が生産されていない場合は“-“を記入せよ。
- 3 列目：収穫が予想される月を数字で記入せよ。当該作物が生産されていない場合は“-“を記入せよ。
- 4 列目：今年と昨年の耕作面積と比較し、評価を次の選択肢から選んで記入せよ。
 1. 今年の耕作面積は昨年と比べて大変小さい
 2. 今年の耕作面積は昨年と比べて小さい
 3. 今年の耕作面積は昨年と比べて同程度である
 4. 今年の耕作面積は昨年と比べて広い
 5. 今年の耕作面積は昨年と比べて大変広い
 6. 該当する項目無し
- 5 列目：耕作面積が著しく変化した（4 列目で 1 か 5 を選んだ）場合、その理由を選べ。
 1. 害虫あるいは病気の発生
 2. 害獣
 3. 農業技術の促進
 4. 農業投入財の投入
 5. 洪水
 6. 旱魃
 7. 他の理由

	1	2	3	4	5
作物	作付けの月	収穫の月	昨年との比較	変化の理由	
	(1-12)	(1-12)	(1-6)	(1-7)	
メイズ	10,11	1,2	5	6	
ミレット	2,3	7,8			
コメ	11,12	6,7	5	6	
ソルガム	“-“				
粟	“-“				
豆	“-“				
他の豆類	10,11,12,1,2	12,2,3	5	6	
小麦	“-“				
バナナ	“-“				
キャッサバ	10,11	10,11,12	5	6	
サツマイモ	3	7,8			
ジャガイモ	“-“				

7. 記入者の署名

- | | | | | | |
|-------------|----------------|----|--|----|------------|
| 7.1 記入者 | A.P. MAKARANGA | 署名 | | 日付 | 13/03/2007 |
| 7.2 県の監督者 | Agatha Juma | 署名 | | 日付 | 15/03/2007 |
| 7.3 ゾーンの監督者 | | 署名 | | 日付 | 15/03/2007 |

8. 記入者のコメント

回答ありがとうございます。今後の本調査の改善のためにご意見をお願いします。

本質問表は 2007 年 3 月 15 日までに本部に返送すること

商業セクター報告書

20__年 ____ 月から ____ 月まで
 _____ 県自治体

1. 取引状況（商品の平均価格）

1.1. 食料品

県	コメ	メイズ	センベ	豆	牛肉	小麦粉	砂糖	ジャガイモ

1.2. 建築材

一県	セメント	石灰 25kg	トタン			釘		素焼きレンガ	木材				セメントブロック
			6ft	8ft	10ft	トタン用	木材用		2×2	2×3	2×4	2×6	

1.3. 石油製品

県	ガソリン	ディーゼル	灯油	オイル	グリース

1.4. 商活動の種類と数

保険	レストラン・喫茶	競り市	店		オークション	乗客輸送	肉屋	電話
			卸売り	小売				

2. 許可証の発行

2.1. 通常の許可証

県	交付された許可証の数

2.2. 酒類販売許可証

県	酒の種類		合計	バーの数
	外来の酒	伝統的な酒		

2.3. 許可証の管理

県	許可証不所持の検挙数		合計	罰金の量
	通常	酒類		

2.4. 登記された事業者の数

2.5. ホテル税

3. 担当行政官の数

4. 工場の名称

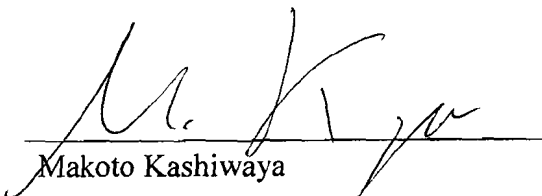
5. 定期市及び常設市

MINUTES OF MEETING
ON
TECHNICAL COOPERATION IN CAPACITY DEVELOPMENT FOR
THE ASDP MONITORING AND EVALUATION SYSTEM
AGREED UPON BETWEEN
AUTHORITIES CONCERNED OF THE GOVERNMENT OF
THE UNITED REPUBLIC OF TANZANIA
AND
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY


In response to a request from the Government of the United Republic of Tanzania (hereinafter referred to as “GOT”), the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) dispatched a preparatory mission on the Technical Cooperation captioned above (hereinafter referred to as “the TC”) headed by Mr. Makoto Kashiwaya from 4th June to 13th June, 2007.

The Preparatory Mission held a series of discussions in relation to the scope of the technical cooperation with representatives of the Agricultural Sector Lead Ministries (hereinafter referred to as “ASLMs”), Local Government officials and Development Partners (hereinafter referred to as “DPs”). As a result, Tanzanian officials and the Preparatory Mission reached common understandings described as the documents attached hereto.

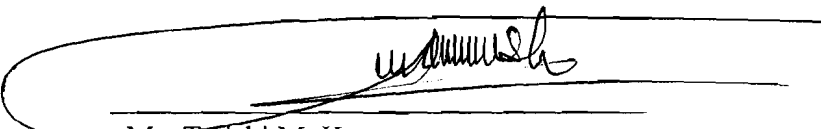
Dar es Salaam, 13 June, 2007



 Makoto Kashiwaya
 Resident Representative
 JICA Tanzania Office
 (Leader of the Preparatory Mission)



 Mr. Peniel M. Lyimo
 Permanent Secretary
 Ministry of Agriculture, Food Security,
 and Cooperatives



 Ms. Tarishi M. K.
 Permanent Secretary
 Prime Minister's Office-Regional
 Administration and Local Government

THE ATTACHED DOCUMENT

I. ACRONYMS AND ABBREVIATIONS

For the purpose of this Attached Document, the following acronyms and abbreviations are used:

ARDS	Agricultural Routine Data System
ASDP	Agricultural Sector Development Programme
ASLMs	Agriculture Sector Lead Ministries
DADP	District Agriculture Development Plan
DPs	Development Partners
DPP	Director of Policy and Planning
GOT	Government of the United Republic of Tanzania
GOJ	Government of Japan
ICC	Inter-Ministerial Coordinating Committee
JICA	Japan International Cooperation Agency
LGAs	Local Government Authorities
LGCDG	Local Government Capital Development Grant
LGMD	Local Government Monitoring Database
MAFC	Ministry of Agriculture, Food Security and Cooperatives
M&E WG	Monitoring and Evaluation Working Group
MLD	Ministry of Livestock Development
MITM	Ministry of Industry, Trade and Marketing
MPEE	Ministry of Planning, Economy and Empowerment
NBS	National Bureau of Statistics
PMO-RALG	Prime Minister's Office-Regional Administration and Local Government
PO	Plan of Operation
TC	Technical Cooperation in Capacity Development for the ASDP Monitoring and Evaluation System

II. BACKGROUND

In order to implement and further improve the Agricultural Sector Development Programme (ASDP), it is important to establish an effective and feasible monitoring and evaluation (M&E) framework. However, to establish the M&E framework, there are a number of challenges. These include: 1) finalization of the indicators to measure outcomes and impacts of the ASDP; 2) establishment of an effective routine data system through the field level to the Agricultural Sector Lead Ministries (ASLMs)¹; and 3) capacity

¹ In this cooperation, the ASLMs refer to the MAFC, MLD, MITM and PMO-RALG in accordance with the Memorandum of Understanding for the establishment of the ASDP Basket Fund.



lo

development both at central and local levels to operate the ASDP M&E framework.

To address these challenges, the ASLMs and DPs jointly established the M&E working group (M&E WG) for the ASDP in December 2006. Having shared with each ministry's M&E system and having conducted field survey to understand the current situation of operation of M&E at local levels, the M&E WG is now in its final stage of completing the ASDP M&E framework with comprehensive indicators to measure outcomes and impacts of the ASDP.

After the completion of the ASDP M&E framework in June 2007, the ASLMs need to undertake to operate the framework. In doing so, one of the biggest challenges for the M&E WG may be to establish an effective routine data system from the village level to the central level as a core function of the M&E framework to measure the outcomes and impacts of the ASDP.

III. TITLE OF THE TECHNICAL COOPERATION

The title of the TC will be "Technical Cooperation in Capacity Development for the ASDP Monitoring and Evaluation System."

IV. THE ROUTINE DATA SYSTEM WITHIN THE ASDP M&E FRAMEWORK

For the M&E of the ASDP, various methods such as surveys, censuses and diagnostic studies were planned and undertaken. These methods, however, were used only on a periodical basis in sample areas and thus have not been able to be applied for continuously measuring the outcomes and impacts of the ASDP of the general population. In order to complement these methods, the Draft 2 of the ASDP M&E Framework Document has proposed to create an ARDS to collect and process agricultural production data including crop prices from villages through the ASLMs on a routine basis by means of streamlining and coordinating current ASLM's routine data systems.

V. STRATEGIES OF THE TECHNICAL COOPERATION

1. Aligning with the institutional framework of the ASDP

This technical cooperation is implemented as JICA's in-kind contribution to the ASDP Basket Fund. In order to align the technical cooperation with the institutional framework of the ASDP, the M&E WG is expected to be the core unit to manage the activities of the TC. In addition, the government members of the M&E WG are expected to serve as national level facilitators, who will provide training pertaining to the ARDS for the Local Government officials and monitor their works. Needless to say, the progress and achievements of the TC will be shared in the M&E WG meetings on regular basis, and reported to the ASDP Basket Steering Committee whenever necessary to ensure the adaptive management of the activities.

2. Streamlining and coordinating the current routine data systems of the ASLMs

The agricultural sector is overseen by three sector ministries namely, the Ministry of Agriculture Food Security and Cooperatives (MAFC), Ministry of Livestock Development (MLD), and Ministry of Industry Trade and Marketing (MITM). Reporting relevant data requested by these ministries from time to time burdens extension officers, particularly those working in villages where the officers are understaffed. Moreover, Local Government Authorities (LGAs) which are the actual implementers of the M&E are under the jurisdiction of the Prime Minister's Office-Regional Administration and Government (PMO-RALG), which has its own system of data collection, reporting, and feedback mechanism. Hence, this technical cooperation puts emphasis on streamlining and coordinating ASLM's routine data systems.

3. Improving the system through pilot operations

Due to the sector-wide nature of the ASDP M&E framework, the current routine data systems to be improved in the TC would require involving a large number of officials at different administration levels and different ministries. Moreover, the system will need to comprehend a wide variety of data to measure the outcomes and impacts of the ASDP. It is obvious that such a complex system must be tested in prior to being deployed.

Therefore, the TC will carry out the pilot operations from villages to central levels by selecting two regions as the pilot areas. In the pilot areas, the ASDP M&E WG members and Japanese experts will assist the officials of pilot region, districts, wards, and villages in operating the provisional model of the ARDS through on-the-job training. In addition, based on the results of the pilot operations, the system and relevant guidelines and training programmes will be revised.

4. Developing a plan for nationwide deployment as an exit strategy

To ensure that the ARDS be developed nationwide after the completion of the TC, a plan for nationwide deployment will be proposed as part of the ASDP M&E framework based on a result of the pilot operations mentioned in V-3 above. It is expected that the plan for nationwide deployment will be incorporated into the ASDP annual work plan and implemented by using the ASDP Basket Fund.

VI. FRAMEWORK OF THE TECHNICAL COOPERATION

Both parties agreed with the framework of the TC shown as the tentative narrative summary in Annex I hereof, the tentative logical framework shown in Annex II hereof and the tentative Plan of Operation shown in Annex III hereof. The framework of the TC will be further reviewed by the time when the Record of Discussion (R/D) is signed.



VII. RESPONSIBLE MINISTRIES AND ORGANIZATIONS IN GOT

1. MAFC, MLD, and MITM

MAFC, MLD, and MITM will collaborate in establishing an ARDS as part of the ASDP M&E framework by means of streamlining and coordinating their own routine data systems. Among these ministries, the MAFC, as the lead ministry will be responsible for leading the overall process of the TC by coordinating with the ASLMs.

2. PMO-RALG

Three departments of the PMO-RALG are particularly involved in the TC. The Department of Local Government and Department of Sector Coordination will coordinate between the ASLMs and LGAs. The Department of Local Government will also facilitate LGAs to operate the provisional model of the ARDS to verify the effectiveness and feasibility. In addition, the Department of Management Information System will facilitate formulating the data collection and feed back system harmonized with the existing planning and reporting systems for local administration.

3. The ASDP Basket Steering Committee

The ASDP Basket Fund Steering Committee oversees the ASDP Basket Fund and reviews workplans and budgets, and takes decisions on quarterly resource transfers from the Holding Account based on quarterly physical and financial reports, policy changes governing the basket. In addition, it discusses the general progress of activities and performance of the implementing entities as well as major constraints encountered, and issues policy directions on the basket's operation.

The composition of the ASDP Basket Fund Steering Committee will include the ICC expanded for selected meetings to include Ministry of Finance, Ministry of Planning, Economy and Empowerment (MPEE) and all development partners contributing to the basket fund. The Director of Policy and Planning, MAFC serves as the secretariat of the Basket Fund Steering Committee.

In light of alignment with the institutional framework of the ASDP, GOT and JICA agree that the ASDP Basket Steering Committee will substitute for a Joint Coordinating Committee, which is customarily required to be set up as the high level forum between the Government of a recipient country and JICA personnel in the course of JICA's technical cooperation. Therefore, the members of the ASDP Basket Steering Committee are expected to oversee the progress of the cooperation and exchange views on major issues pertaining to the TC.

4. The ASDP M&E WG

After the completion of the ASDP M&E framework, the ASDP M&E WG is expected to be mandated for operationalizing the framework. In addition, it is expected that the ASDP M&E WG would be in charge of day-to-day operations of the activities of the TC. Hence, the government members of the ASDP M&E WG will be the key members of the TC. In addition, the Japanese experts of the TC will also join the M&E WG to share regularly the progress and achievements in the meetings.

5. Regional Secretariats and LGAs

Officials in the Regional Secretariats and LGAs in the pilot areas, who are responsible for collecting and reporting the routine data, are expected to lead the pilot operations of a provisional model of the ARDS designed through the TC to verify their effectiveness and feasibility. In this process, the regions and districts are expected to provide technical supports for training programmes to be conducted in the TC for the lower authorities to report the routine data.

VIII. INPUTS FROM THE GOVERNMENT OF JAPAN THROUGH JICA

1. Japanese experts

JICA will assign Japanese experts to the TC as listed in Annex IV hereof.

2. Training in Japan and/or in third countries

JICA will receive Tanzanian government officials involved in the TC for technical training in Japan and/or in third countries.

3. Equipment

JICA will provide such machinery, equipment and other materials necessary for the implementation of the TC as listed in Annex V hereof.

4. Local Cost

In principle, the costs for implementing the activities under the TC should be born by the budget from the ASDP Basket Fund allocated for Monitoring and Evaluation of the ASDP. However, JICA may bear those expenses, which cannot be covered by that budget upon a mutual agreement between the GOT and JICA.

IX. INPUTS FROM THE GOT

1. Tanzanian government officials involved in the TC

The government officials listed respectively in Annex VI hereof will be involved in the implementation of the TC. In particular, the ASDP M&E Working Group members will



60

be in charge of day-to-day operations of the activities of the TC together with Japanese experts.

2. Working spaces and facilities for Japanese experts to deliver their duties

The Tanzanian side agreed to provide the Expert Team with suitable working spaces and necessary facilities in Department of Policy and Planning of the MAFC and PMO-RALG (Annex VII).

3. Costs for implementing the activities of the TC

The GOT will cover the costs of the TC including travel expenditure and fuel costs of the government officials involved in the TC. Therefore, the ASLMs will be responsible for allocating necessary budget from the ASDP Basket Fund for the TC.

X. TARGET AREAS FOR PILOTING THE TENTATIVE MODEL OF IMPROVED ROUTINE DATA SYSTEM

Morogoro Region and Dodoma Region will be the pilot areas for testing the provisional model of the ARDS in the TC for the following reasons.

First, there is a clear contrast between the two regions in terms of previous records in receiving DPs' intervention in agricultural sectors. While Morogoro Region has worked with many DPs for implementing the agricultural projects, Dodoma Region is regarded as one of the four most behind region in agricultural development, which have received a few numbers of the projects. This clear difference could bring valuable lessons to the government officials involved in the TC for developing suitable approaches to assist the Local Governments in accordance with their capacities after the completion of the TC.

Second, because of their easy accessibility from anywhere in the mainland, it is appropriate for the ASLMs to designate demonstration sites in these regions to hold training programmes or seminars for Local Government officials in the rest of the areas for deploying nationwide the ARDS which will be completed after piloting.

Based on the results of the piloting in these two regions, as mentioned in the III-4 above, a plan for nationwide deployment will be proposed and incorporated into the ASDP annual work plan and implemented by using the ASDP Basket Fund.

XI. JOINT EVALUTATION OF THIS TECHNICAL COOPERATION

Evaluation of the TC will be conducted jointly by JICA and the Tanzanian authorities concerned during the last six months of the cooperation period in order to examine the level of achievement.



<ANNEX>

- I Tentative Narrative Summary
- II Tentative Logical Framework
- III Tentative Plan of Operations
- IV List of Japanese experts
- V List of the Equipment
- VI List of Tanzanian Government Officials involved in the TC
- VII List of Buildings and facilities



to

ANNEX I

TENTATIVE NARRATIVE SUMMARY

1. Super Goal

The ASDP is implemented effectively.

2. Overall Goal

Agricultural routine data is effectively used nationwide for Monitoring and Evaluation (M&E) of the ASDP.

3. Purpose

An effective Agricultural Routine Data System (ARDS) of the ASDP M&E framework to be deployed from villages to central levels is established.

4. Outputs

- 1) A provisional model of the ARDS is developed by means of streamlining and coordinating ASLMs' routine data systems.
- 2) Local Government officials concerned from village to regional levels are conversant with how to operate the provisional model of the ARDS.
- 3) The model of ARDS is completed by carrying out necessary modification to the provisional model through pilot operations in pilot regions, districts, wards and villages.
- 4) The ASDP M&E Framework is revised through the results of the pilot operations.
- 5) Progress and achievements of the TC are shared with central and Local Government officials and Development Partners.

5. Activities of the Project

- 1-1 Analyze in detail practices of the current agricultural routine data collection from villages to the ASLMs including the use of the PlanRep2 and the Local Government Monitoring Database (LGMD).
- 1-2 Based on the result of 1-1 above, as part of the provisional model of the ARDS, draft common reporting formats to be used on each administrative level from villages to the ASLMs.

- 1-3 Based on the result of 1-1 and 1-2 above, design a provisional model of the ARDS, which includes a feedback mechanism to improve planning DADPs.
- 1-4 Make necessary modifications to the PlanRep2 and LGMD in order to make them consistent with the provisional model of the ARDS if necessary.
- 2-1 Considering the consistency with the LGCDG and DADP systems, develop draft guidelines on the provisional model of the ARDS.
- 2-2 Based on the guidelines of 2-1 above, plan training for the officials concerned at each administrative level from villages to the ASLMs.
- 2-3 Train the national level facilitators in the provisional model of the ARDS.
- 2-4 Provide regional and district officials in the target regions with training in the provisional model of the ARDS.
- 2-5 Provide ward and village agricultural extension officers in the target region with training in the provisional model of the ARDS.
- 3-1 Assist the officials of target region, districts, wards, and villages in operating the provisional model of the ARDS through on-the-job training.
- 3-2 Assess the punctuality, quality and consolidating process of relevant reports on the agricultural routine data submitted to the pilot regions, districts and ASLMs as well as the ways of feedback on those reports.
- 3-3 Hold workshops for the officials concerned from villages to the pilot regions to identify the challenges of operating the provisional model of the ARDS.
- 3-4 Based on the results of the pilot operations, establish the model of ARDS by carrying out necessary modifications to the provisional model.
- 4-1 Based on the model of ARDS, draft a plan for nationwide deployment of the ARDS.
- 4-2 In accordance with the dissemination plan above, revise the guidelines of 2-1 above.
- 4-3 In line with the plan for nationwide deployment of 4-1 above and revised guidelines of 4-2 above, revise the ASDP M&E Framework Document.
- 5-1 Share the progress and achievements of the TC in the ASDP M&E Working Group meetings.
- 5-2 Report the achievements of the TC in the sector level meetings including the ASDP Basket Steering Committee.



5-3 Present the achievements of the TC in the national workshops and seminars for local government officials held by the ASLMs.

Note: In cases where the Summary of the TC needs to be modified due to unforeseen changes of the circumstances or progress of the TC activities, the modifications shall be determined and agreed by the GOT and JICA.

ANNEX II Tentative Logical Framework (ver. 0.4 as of 13th June, 2007)

Title: Technical Cooperation in Capacity Development for the ASDP Monitoring and Framework System Target Area: Tanzania mainland

Target Groups: Agricultural officials of the Agricultural Sector Leading Ministries (ASLMs), Regional Secretariats, and LGAs (District, Wards and Villages)

Period: October, 2007 to October, 2010 (3.0 years)

Narrative Summary	Objectively Verifiable Indicators	Means of Verification	Important Assumptions
<p>Super Goal The ASDP is implemented effectively.</p> <p>Overall Goal Agricultural routine data is effectively used nationwide for Monitoring and Evaluation (M&E) of the ASDP.</p>	<p>The outcome indicators of the ASDP are evaluated as "Satisfactory."</p> <ol style="list-style-type: none"> Agricultural routine data collected through the ARDS are analyzed in the Agricultural Implementation Reviews and Agricultural Sector Reviews. A number of the DADPs planned or revised based on the results of analyzing the data collected through the ARDS (# of DADPs/ # of Districts) 	<p>An evaluation document of the ASDP</p> <ol style="list-style-type: none"> 1-1 Reports on AIRs and ASRs. 1-2 Interviews with the consultants and DPs in charge of the reviews 2-1 Questionnaires to LGAs officials 	<p>Agricultural investments under the ASDP are implemented as programmed.</p>
<p>Purpose An effective Agricultural Routine Data System (ARDS) of the ASDP M&E framework to be deployed from village to central levels is established.</p>	<ol style="list-style-type: none"> Results of analyzing the data collected through the model of the ARDS are reflected in the planning and revising DADPs in all the pilot DADPs (for FY 2010/11) Punctuality and quality of agricultural routine data of pilot Districts in Morogoro and Dodoma Regions submitted through the PMO-RALG to the sector ministries are evaluated as "Satisfactory" by the officials concerned of the sector ministries. A plan for nationwide deployment of the ARDS is included in the ASDP Annual Work Plan (for FY 2010/11). 	<ol style="list-style-type: none"> 1. Questionnaires and interviews with LGA officials 2. Questionnaires and interviews with ASLM officials concerned 3. The ASDP AWP for the FY 2010/11 	<p>The model of ARDS is authorized by the ASDP Basket Steering Committee.</p> <p>Training is implemented nationwide based on the dissemination plan.</p>
<p>Outputs</p> <ol style="list-style-type: none"> A provisional model of the ARDS is developed by means of streamlining and coordinating ASLMs' routine data systems. Local Government officials concerned from village to regional levels are conversant with how to operate the provisional model of the ARDS. The model of ARDS is completed by carrying out necessary modification to the provisional model through pilot operations in pilot regions, districts, wards and villages. The ASDP M&E Framework is revised through the results of the pilot operations. Progress and achievements of the TC are shared with central and Local Government officials and Development Partners. 	<ol style="list-style-type: none"> 1-1 Comments of the stakeholders (*) are reflected in developing the provisional model of the ARDS. 1-2 Completion of the provisional model of the ARDS (by **, 2008) 2-1 All the relevant officials from village to the RS levels in Morogoro and Dodoma Regions are trained in the training programs in the provisional model of the ARDS. 2-2 Degrees of understanding of the training participants 3-1 A report on the On-the-Job Training and assessment on pilot operations of the provisional model of the ARDS is submitted to the ASDP M&E WG meeting (by **, 2009) 3-2 A report on the stakeholder workshop on the trial operations of the provisional model of the ARDS is submitted to the ASDP M&E WG meeting (by **, 2009) 3-3 A report on the model of the ARDS is completed (by **, 2009) 4-1 A plan for nationwide deployment of the ARDS including institutional arrangements and budget implication complete (by **, 2010) 4-2 The ASDP M&E Framework Document is revised (by **, 2010) 5-1 The progress and achievements are regularly shared in the ASDP M&E WG meetings 5-2 Records of reporting the progress and achievements to the ASDP M&E WG meetings in seminars, workshops, and meetings. 	<ol style="list-style-type: none"> 1-1 Records of comments from the stakeholders 1-2 A report on the provisional model of the ARDS 2-1 A list of training participants 2-2 Results of a test after the training 3-1 A report on the On-the-Job Training and assessment on trial operations 3-2 A report on the stakeholder workshop 3-3 A report on the model ARDS 4-1 A plan for nationwide deployment 4-2 The revised ASDP M&E Framework Document 5-1 Minutes of the ASDP M&E WG meetings 5-2 Records of the TC 	<p>Pilot Districts and Villages allocate and execute budgets necessary for collecting and reporting the agricultural routine data.</p>

<p>Activities</p> <p>1-1 Analyze in detail practices of the current agricultural routine data collection from villages to the ASLMs including the use of the PlanRep2 and the Local Government Monitoring Database (LGMD).</p> <p>1-2 Based on the result of 1-1 above, as part of the provisional model of the ARDS, draft common reporting formats to be used on each administrative level from villages to the ASLMs.</p> <p>1-3 Based on the result of 1-1 and 1-2 above, design a provisional model of the ARDS, which includes a feedback mechanism to improve planning DADPs.</p> <p>1-4. Make necessary modifications to the PlanRep2 and LGMD in order to make them consistent with the provisional model of the ARDS if necessary.</p> <p>2-1. Considering the consistency with the LGCDG and DADP systems, develop draft guidelines on the provisional model of the ARDS.</p> <p>2-2. Based on the guidelines of 2-1 above, plan training for the officials concerned at each administrative level from villages to the ASLMs.</p> <p>2-3. Train the national level facilitators in the provisional model of the ARDS.</p> <p>2-4. Provide regional and district officials in the target regions with training in the improved ARDS.</p> <p>2-5. Provide ward and village agricultural extension officers in the target region with training in the provisional model of the ARDS.</p> <p>3-1. Assist the officials of target region, districts, wards, and villages in operating the provisional model of the ARDS through on-the-job training.</p> <p>3-2. Assess the punctuality, quality and consolidating process of relevant reports on the agricultural routine data submitted to the pilot regions, districts and ASLMs as well as the ways of feedback on those reports.</p> <p>3-3. Hold workshops for the officials concerned from villages to the pilot regions to identify the challenges of operating the provisional model of the ARDS.</p> <p>3-4. Based on the results of the pilot operations, establish the model of ARDS by carrying out necessary modifications to the provisional model.</p> <p>4-1. Based on the model of ARDS, draft a plan for nationwide deployment of the ARDS.</p> <p>4-2. In accordance with the plan for nationwide deployment above, revise the guidelines of the improved ARDS of 2-1 above.</p> <p>4-3. In line with the plan for nationwide deployment of 4-1 above and revised guidelines of 4-2 above, revise the ASDP M&E Framework Document.</p> <p>5-1. Share the progress and achievements of the TC in the ASDP M&E Working Group meetings.</p> <p>5-2. Report the achievements of the TC in the sector level meetings including the ASDP Basket Steering Committee.</p> <p>5-3. Present the achievements of the TC in the national workshops and seminars for local government officials held by the ASLMs.</p>	<p>Inputs Japanese Side</p> <p>1. Assignment of Japanese Experts</p> <p>The experts with the following assignment titles and expertise will be assigned upon necessity:</p> <ul style="list-style-type: none"> > Chief adviser/ Institutional development > Monitoring and evaluation Coordinator > Administrative data management <p>2. Allocation of operational costs of the TC.</p> <p>3. Provision of machinery and equipment.</p> <p>4. Training of Tanzanian government officials involved in the TC in Japan and/or in third countries.</p>	<p>Inputs Tanzanian side</p> <p>1. Assignment of counter personnel and administrative personnel.</p> <p>2. Allocation of implementation costs for the TC such as salaries of task members and necessary expenses for training (ASDP Basket Fund).</p> <p>3. Provision of working spaces and necessary facilities for Japanese experts to perform their duties in MAFC, PMO-RALG, Morogoro RS, and Dodoma RS.</p>	<p>Should the government officials involved in the TC or officials in charge of operating the provisional model of the ARDS in the pilot RSs and LGAs transfer or retire from their positions, their successors shall take over their duties and know-how appropriately without delay.</p>
			<p>Pre-condition The ASDP M&E Framework complete.</p>

(*Note: The stakeholders shown in the indicator 1-1 above include: relevant departments of the ASLMs, Regional Secretariats, and LGAs in Morogoro and Dodoma Regions and DPs

ANNEX IV

LIST OF JAPANESE EXPERTS

1. Long-term Experts

The long-term experts with the following assignment titles will be assigned to the TC. Any assignment title may be held concurrently by one expert.

- Chief adviser
- Institutional development
- Coordinator
- Monitoring and evaluation
- Administrative data management

2. Short-term Experts

Japanese short-term experts may be assigned provided that the GOT and JICA agree they are necessary.

ANNEX V

LIST OF THE EQUIPMENT

The equipment shown in the table below for the implementation of the TC will be provided upon necessity.

	Name	Quantity	Specification
(1)	Vehicles	2 cars	Two 4WD cars
(2)	Office equipment	1 lot	PCs, printers, stabilizers, fax machines, projectors, scanners, and photocopiers.
(3)	Other equipment	1 lot	Digital camera and digital video camera.

Additional equipment may be provided when the GOT and JICA agree that it is needed.



ANNEX VI

LIST OF TANZANIAN GOVERNMENT OFFICIALS INVOLVED IN THE TC

1. Overall in charge of the TC:

- Permanent Secretary of the MAFC
- Permanent Secretary of the PMO-RALG

2. Committee of the ASLMs Directors:

2-1. Committee members

- Director of Policy and Planning of the MAFC (Chair)
- Director of Policy and Planning of the PMO-RALG
- Director of Sector Coordination of the PMO-RALG
- Director of Policy and Planning of the MLD
- Director of Policy and Planning of the MITM
- Director of Commodity Marketing of the MITM

2-2. Directors co-opted onto the TC

- Director of Local Government of the PMO-RALG
- Director of Management Information System of the PMO-RALG
- Department Head of Agricultural Statistics of the NBS

3. ASDP M&E WG members

- 1) Staff of M&E Unit and Statistics Unit of the DPP of the MAFC
- 2) Staff of Economic and Productive Sectors Section of the PMO-RALG
- 3) Staff of Department of Local Government of the PMO-RALG
- 4) Staff of Department of Management Information System of the PMO-RALG
- 5) Staff of M&E Unit and Statistics Unit of the DPP of the MLD
- 6) Staff of M&E Unit and Statistics Unit of the DPP of the MITM
- 7) Staff in charge of M&E and Statistics in Department of Commodity Marketing of MITM
- 8) Senior Statistician of the Department of Agricultural Statistics of NBS

5. Other personnel mutually agreed upon as necessary

Note:

The list of government officials involved in the TC and their activities and roles may be reviewed and modified upon necessity under an agreement between the GOT and JICA.



ANNEX VII
LIST OF BUILDINGS AND FACILITIES

1. Land, buildings and facilities necessary for implementation of the TC in the MAFC and PMO-RALG
2. Rooms and space necessary for installation and storage of equipment the MAFC and PMO-RALG
3. Office spaces and necessary facilities for the Japanese experts and related staff in the DPP of the MAFC, PMO-RALG and Regional Secretariats of Dodoma and Morogoro Regions

Other facilities will be mutually agreed upon as necessary.

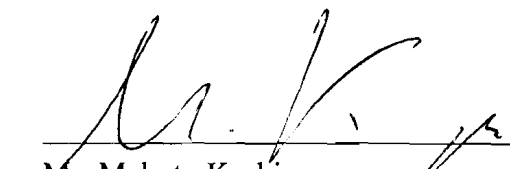



**RECORD OF DISCUSSIONS
BETWEEN
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY
AND
THE GOVERNMENT OF THE UNITED REPUBLIC OF TANZANIA
ON
THE TECHNICAL COOPERATION IN CAPACITY DEVELOPMENT FOR
THE ASDP MONITORING AND EVALUATION SYSTEM**

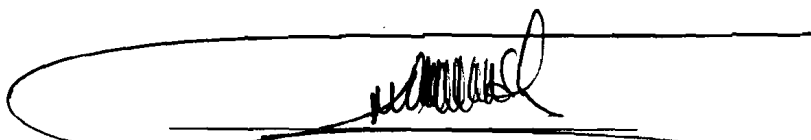
The Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”), through the Resident Representative in Tanzania had a series of discussions with the Tanzanian authorities on desirable measures to be taken by JICA and the Government of the United Republic of Tanzania (hereinafter referred to as “GoT”) for the successful implementation of the Technical Cooperation in Capacity Development for the ASDP Monitoring and Evaluation System (hereinafter referred to as “the TC”).

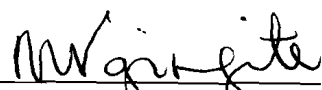
As a result of the discussions and in accordance with the provisions of the Agreement on Technical Cooperation between the Government of Japan (hereinafter referred to as “GoJ”) and the GoT, which was signed in Dar es Salaam on November 2, 2004 (hereinafter referred to as “the Agreement”), JICA and Tanzanian authorities agreed to the matters referred to in the document attached hereto.

Dar es Salaam, 17 December, 2007


Mr. Makoto Kashiwaya
Resident Representative,
JICA Tanzania Office


PERMANENT SECRETARY
MINISTRY OF AGRICULTURE FOOD CO-OPERATIVES
P. O. Box 9192
DAR ES SALAAM
Mr. Peniel M. Lyimo
Permanent Secretary,
Ministry of Agriculture, Food
Security, and Cooperatives
The United Republic of Tanzania


Ms. Tarishi M. K.
Permanent Secretary
Prime Minister’s Office-Regional
Administration and Local Government
The United Republic of Tanzania


Ms. Mwanakombo N. Ngingite
Ag Assistant Commissioner,
External Finance Department,
Ministry of Finance,
The United Republic of Tanzania

THE ATTACHED DOCUMENT

I. ACRONYMS AND ABBREVIATIONS

For the purpose of this Attached Document, the following acronyms and abbreviations are used:

ARDS	Agricultural Routine Data System
ASDP	Agricultural Sector Development Programme
ASLMs	Agriculture Sector Lead Ministries
DADP	District Agriculture Development Plan
DPs	Development Partners
DPP	Director of Policy and Planning
GoT	Government of the United Republic of Tanzania
GoJ	Government of Japan
JICA	Japan International Cooperation Agency
LGAs	Local Government Authorities
LGCDG	Local Government Capital Development Grant
LGMD	Local Government Monitoring Database
MAFC	Ministry of Agriculture, Food Security and Cooperatives
M&E WG	Monitoring and Evaluation Working Group
MLD	Ministry of Livestock Development
MITM	Ministry of Industry, Trade and Marketing
NBS	National Bureau of Statistics
PMO-RALG	Prime Minister's Office-Regional Administration and Local Government
TC	Technical Cooperation in Capacity Development for the ASDP Monitoring and Evaluation System

II. COOPERATION BETWEEN JICA AND THE GOVERNMENT OF THE UNITED REPUBLIC OF TANZANIA

1. The GoT will implement the TC in cooperation with JICA.
2. The TC will be implemented in accordance with the summary given in Annex I.

III. MEASURES TO BE TAKEN BY JICA

In accordance with the laws and regulations in force in Japan and the provisions of Article III of the Agreement, JICA, as the executing agency for technical cooperation of the GoJ, will take, at its own expense, the following measures according to the normal procedures of its technical cooperation scheme.

1. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

JICA will assign Japanese experts to the TC as listed in Annex II hereof. The provisions of Article III of the Agreement will be applied to the said experts.

2. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

JICA will provide such machinery, equipment and other materials (hereinafter referred to as “the Equipment”) necessary for the implementation of the TC as listed in Annex III hereof. The provisions of Article III of the Agreement will be applied to the Equipment.

3. TRAINING OF TANZANIAN PERSONNEL IN JAPAN OR THIRD COUNTRIES

JICA will receive the Tanzanian personnel connected with the TC for technical training in Japan and/or in third countries.

IV. MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE UNITED REPUBLIC OF TANZANIA

1. The GoT will take necessary measures to ensure that the self-reliant operation of the TC is sustained during and after the period of Japanese technical cooperation, through full and active involvement in the TC by all related authorities, beneficiary groups and institutions.
2. The GoT will ensure that the technologies and knowledge acquired by the Tanzanian nationals as a result of Japanese technical cooperation contribute to the economic and social development of the United Republic of Tanzania.
3. In accordance with the provisions of Article V of the Agreement, the GoT will grant privileges, exemptions and benefits to the Japanese experts specified in III-1 above and their families as well.
4. In accordance with the provisions of Article IV and VII of the Agreement, the GoT will take the measures necessary to receive and use the Equipment provided by JICA under Annex III hereof and equipment, machinery and materials carried in by the Japanese experts specified in Annex II hereof.
5. The GoT will take necessary measures to ensure that the knowledge and experience acquired by the Tanzanian personnel from technical training in Japan or in third



countries are utilized effectively in the implementation of the TC.

6. In accordance with the provisions of Article V of the Agreement, the GoT will assign Tanzanian government officials as listed in Annex IV hereof.
7. In accordance with the provision of Article V of the Agreement, the GoT will provide the buildings and facilities as listed in Annex V hereof.
8. In accordance with the laws and regulations in force in the United Republic of Tanzania, the GoT will take necessary measures to supply or replace at its own expense machinery, equipment, instruments, vehicles, tools, spare parts and any other materials necessary for the implementation of the TC other than the Equipment provided by JICA.
9. In accordance with the laws and regulations in force in the United Republic of Tanzania, the GoT will take necessary measures to meet the operational costs for the implementation of the TC.

V. ADMINISTRATION OF THE TC

1. MAFC, MLD, and MITM

MAFC, MLD, and MITM will collaborate in establishing an ARDS as part of the ASDP M&E framework by means of streamlining and coordinating their own routine data systems. Among these ministries, the MAFC, as the lead ministry will be responsible for leading the overall process of the TC by coordinating with the ASLMs.

2. PMO-RALG

Three departments of the PMO-RALG are particularly involved in the TC. The Department of Local Government and Department of Sector Coordination will coordinate between the ASLMs and LGAs. The Department of Local Government will also facilitate LGAs to operate the provisional model of the ARDS to verify the effectiveness and feasibility. In addition, the Department of Management Information System will facilitate formulating the data collection and feed back system harmonized with the existing planning and reporting systems for local administration.

3. The ASDP Basket Steering Committee

In light of alignment with the institutional framework of the ASDP, the ASDP Basket Steering Committee will substitute for a Joint Coordinating Committee, which is customarily required to be set up as the high level forum between the Government of a recipient country and JICA personnel in the course of JICA's technical cooperation.



Therefore, the members of the ASDP Basket Steering Committee will oversee the progress of the cooperation and exchange views on major issues pertaining to the TC.

4. The ASDP M&E WG

The ASDP M&E WG will be in charge of day-to-day operations of the activities of the TC. Hence, the government members of the ASDP M&E WG will be the key members of the TC. In addition, the Japanese experts of the TC will also join the M&E WG to share regularly the progress and achievements in the meetings.

5. Regional Secretariats and LGAs

Officials in the Regional Secretariats and LGAs in the pilot areas, who are responsible for collecting and reporting the routine data will lead the pilot operations of a provisional model of the ARDS designed through the TC to verify their effectiveness and feasibility. In this process, the regions and districts will provide technical supports for training programmes to be conducted in the TC for the lower authorities to report the routine data.

VI. JOINT EVALUATION

Evaluation of the TC will be conducted jointly by JICA and the Tanzanian authorities concerned during the last six months of the cooperation period in order to examine the level of achievement.

VII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

In accordance with the provision of Article VI of the Agreement, the GoT undertakes to bear claims, if any arises, against the Japanese experts engaged in the TC resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with the discharge of their official functions in the United Republic of Tanzania except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

VIII. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between JICA and the GoT on any major issues arising from, or in connection with this Attached Document.

IX. MEASURES TO PROMOTE UNDERSTANDING OF AND SUPPORT FOR THE TC

For the purpose of promoting support for the TC among the people of the United Republic



of Tanzania, the GoT will take appropriate measures to make the TC widely known to the people of the United Republic of Tanzania.

X. COOPERATION PERIOD

The duration of the technical cooperation in the TC under this Attached Document will be three (3) years from the date of the first Japanese expert's arrival in the United Republic of Tanzania.

NOTE:

This Attached Document of the Record of Discussion was prepared based on the Minutes of Meeting on the Technical Cooperation in Capacity Development for the ASDP Monitoring and Evaluation System which was signed by the Permanent Secretary of the MAFC, Permanent Secretary of the PMO-RALG and Resident Representative of JICA on 13 June, 2007. In case there is any conflict between the two documents, this Attached Document shall supersede.



ANNEX I	SUMMARY OF THE TC
ANNEX II	LIST OF JAPANESE EXPERTS
ANNEX III	LIST OF EQUIPMENT
ANNEX IV	LIST OF TANZANIAN GOVERNMENT OFFICIALS INVOLVED IN THE TC
ANNEX V	LIST OF BUILDINGS AND FACILITIES
ANNEX VI	JOINT COORDINATING COMMITTEE

MW

AS
hr

ANNEX I SUMMARY OF THE TC

1. Super Goal

The ASDP is implemented effectively.

2. Overall Goal

Agricultural routine data is effectively used nationwide for Monitoring and Evaluation (M&E) of the ASDP.

3. Purpose

An effective Agricultural Routine Data System (ARDS) of the ASDP M&E framework to be deployed from villages to central levels is established.

4. Outputs

- 1) A provisional model of the ARDS is developed by means of streamlining and coordinating ASLMs' routine data systems.
- 2) Local Government officials concerned from village to regional levels are conversant with how to operate the provisional model of the ARDS.
- 3) The model of ARDS is completed by carrying out necessary modification to the provisional model through pilot operations in pilot regions, districts, wards and villages.
- 4) The ASDP M&E Framework is revised through the results of the pilot operations.
- 5) Progress and achievements of the TC are shared with central and Local Government officials and Development Partners.

5. Activities of the Project

- 1-1 Analyze in detail practices of the current agricultural routine data collection from villages to the ASLMs including the use of the PlanRep2 and the Local Government Monitoring Database (LGMD).
- 1-2 Based on the result of 1-1 above, as part of the provisional model of the ARDS, draft common reporting formats to be used on each administrative level from villages to the ASLMs.
- 1-3 Based on the result of 1-1 and 1-2 above, design a provisional model of the ARDS, which includes a feedback mechanism to improve planning of DADPs.
- 1-4 Make necessary modifications to the PlanRep2 and LGMD in order to make them consistent with the provisional model of the ARDS if necessary.



- 2-1 Considering the consistency with the LGCDG and DADP systems, develop draft guidelines on the provisional model of the ARDS.
- 2-2 Based on the guidelines of 2-1 above, plan training for the officials concerned at each administrative level from villages to the ASLMs.
- 2-3 Train the national level facilitators in the provisional model of the ARDS.
- 2-4 Provide regional and district officials in the target regions with training in the provisional model of the ARDS.
- 2-5 Provide ward and village agricultural extension officers in the target region with training in the provisional model of the ARDS.
- 3-1 Assist the officials of target region, districts, wards, and villages in operating the provisional model of the ARDS through on-the-job training.
- 3-2 Assess the punctuality, quality and consolidating process of relevant reports on the agricultural routine data submitted to the pilot regions, districts and ASLMs as well as the ways of feedback on those reports.
- 3-3 Hold workshops for the officials concerned from villages to the pilot regions to identify the challenges of operating the provisional model of the ARDS.
- 3-4 Based on the results of the pilot operations, establish the model of ARDS by carrying out necessary modifications to the provisional model.
- 4-1 Based on the model of ARDS, draft a plan for nationwide deployment of the ARDS.
- 4-2 In accordance with the plan for nationwide deployment above, revise the guidelines of 2-1 above.
- 4-3 In line with the plan for nationwide deployment of 4-1 above and revised guidelines of 4-2 above, revise the ASDP M&E Framework Document.
- 5-1 Share the progress and achievements of the TC in the ASDP M&E Working Group meetings.
- 5-2 Report the achievements of the TC in the sector level meetings including the ASDP Basket Steering Committee.
- 5-3 Present the achievements of the TC in the national workshops and seminars for local government officials held by the ASLMs.

Note: In cases where the Summary of the TC needs to be modified due to unforeseen changes of the circumstances or progress of the TC activities, the modifications shall be determined and agreed by the GoT and JICA.

ANNEX II LIST OF JAPANESE EXPERTS

1. Long-term Experts

The long-term experts with the following assignment titles will be assigned to the TC. Any assignment title may be held concurrently by one expert.

- Chief adviser
- Institutional development
- Coordinator
- Monitoring and evaluation
- Administrative data management

2. Short-term Experts

Japanese short-term experts may be assigned provided that the GoT and JICA agree they are necessary.

**ANNEX III
LIST OF EQUIPMENT**

The equipment shown in the table below for the implementation of the TC will be provided upon necessity.

	Name	Quantity	Specification
(1)	Vehicles	2 cars	Two 4WD cars
(2)	Office equipment	1 lot	PCs, printers, stabilizers, fax machines, projectors, scanners, and photocopiers.
(3)	Other equipment	1 lot	Digital camera and digital video camera.

Additional equipment may be provided when the GoT and JICA agree that it is needed.

ANNEX IV

LIST OF TANZANIAN GOVERNMENT OFFICIALS INVOLVED IN THE TC

1. Overall in charge of the TC:

- Permanent Secretary of the MAFC
- Permanent Secretary of the PMO-RALG

2. Committee of the ASLMs Directors:

2-1. Committee members

- Director of Policy and Planning of the MAFC (Chair)
- Director of Policy and Planning of the PMO-RALG
- Director of Sector Coordination of the PMO-RALG
- Director of Policy and Planning of the MLD
- Director of Policy and Planning of the MITM
- Director of Commodity Marketing of the MITM

2-2. Directors co-opted onto the TC

- Director of Local Government of the PMO-RALG
- Director of Management Information System of the PMO-RALG
- Department Head of Agricultural Statistics of the NBS

3. ASDP M&E WG members

- 1) Staff of M&E Unit and Statistics Unit of the DPP of the MAFC
- 2) Staff of Economic and Productive Sectors Section of the PMO-RALG
- 3) Staff of Department of Local Government of the PMO-RALG
- 4) Staff of Department of Management Information System of the PMO-RALG
- 5) Staff of M&E Unit and Statistics Unit of the DPP of the MLD
- 6) Staff of M&E Unit and Statistics Unit of the DPP of the MITM
- 7) Staff in charge of M&E and Statistics in Department of Commodity Marketing of MITM
- 8) Senior Statistician of the Department of Agricultural Statistics of NBS

5. Other personnel mutually agreed upon as necessary

Note:

The list of government officials involved in the TC and their activities and roles may be reviewed and modified upon necessity under an agreement between the GoT and JICA.

mw

(Signature)
19

ANNEX V
LIST OF BUILDINGS AND FACILITIES

1. Land, buildings and facilities necessary for implementation of the TC in the MAFC and PMO-RALG
2. Rooms and space necessary for installation and storage of equipment in the MAFC and PMO-RALG
3. Office spaces and necessary facilities for the Japanese experts and related staff in the DPP of the MAFC, PMO-RALG and Regional Secretariats of Dodoma and Morogoro Regions

Other facilities will be mutually agreed upon as necessary.



